

速報・令和2年度税制改正大綱

(令和元年12月12日公表)

改正のポイント

- NISA制度の更なる普及・利用により家計の安定的な資産形成等を促進する観点から、現行のNISA制度の代替となる新NISA制度が創設されます。
- 積立NISAは5年間の期間延長により令和24年までとなります。
- ジュニアNISAは令和5年で終了となります。

解説

- 改正後の新NISA制度では令和6年から令和10年までの5年間、投資限度額は2階層に区分され、公募等株式投資信託については年間20万円、上場株式等については年間102万円までとなります。

【改正前】

	一般NISA	積立NISA	ジュニアNISA
対象者	居住者等 (20歳以上)	居住者等 (20歳以上)	居住者等 (20歳未満)
投資 限度額	年間120万円	年間40万円	年間80万円
非課税期間	最長5年間	最長20年間	最長5年間
非課税対象	上場株式等・公募 等株式投資信託	公募等株式 投資信託	上場株式等・公募 等株式投資信託
投資可能期間	平成26年～令和5年	平成30年～令和19年	平成28年～ 令和5年

【改正後】

一般NISA	積立NISA
居住者等 (20歳以上)	居住者等 (20歳以上)
公募等株式投資信託 年間20万円	年間40万円
上場株式等 年間102万円	
最長5年間	最長20年間
上場株式等・公募等 株式投資信託	公募等株式投資信託
※令和6年～10年	平成30年～ 令和24年

※令和5年までは従前のままです。

実務上の留意点

一般NISAと積立NISAの選択制に変更はありません。

個人所得課税 エンジェル税制の見直し①

改正のポイント

- ベンチャー企業に対する資金の流れを強化するため、クラウドファンディングを通じたエンジェル投資の利便性を向上するなど、エンジェル税制を見直し、次世代のイノベーションの担い手たるベンチャー企業への資金の流れを強化します。

解説

- 制度の概要

(1) 投資した年に受けられる所得税の優遇措置 (以下の①と②の選択適用)

【改正】 設立5年未満

優遇措置① (設立3年未満の企業が対象)

(対象企業への投資額 - 2,000円) を、その年の総所得から控除

※控除対象となる投資額の上限は、
総所得金額 × 40% と 1,000万円のいずれか低い方

【改正】 800万円

優遇措置② (設立10年未満の企業が対象)

対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

(2) 株式を売却し損失が発生した場合に受けられる所得税の優遇措置

対象会社株式の売却により生じた損失を、その年のその他の株式譲渡益と通算 (相殺) できるだけでなく、その年に通算 (相殺) しきれなかった損失は、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算 (相殺) ができます。

※対象企業へ投資した年に①または②の優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

適用時期

令和3年1月1日より適用となります。

個人所得課税 エンジェル税制の見直し②

減税対象となる企業の要件

優遇措置①（設立3年未満の企業が対象）

設立経過年数	要件
1年未満かつ最初の事業年度を未経験	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上
1年未満かつ最初の事業年度を経過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字
1年以上2年未満	試験研究費等が収入金額の3%（→5%に引上げ）超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字
2年以上3年未満	試験研究費等が収入金額の3%（→5%に引上げ）超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または売上高成長率が25%超で前期までの営業キャッシュ・フローが赤字
3年以上5年未満	試験研究費等が収入金額の5%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。払込みにより当該会社の株式の取得をする者との投資契約を締結する会社であること
5年未満	投資事業有限責任組合または第一種少額電子募集取扱業者を通じて投資されること、設立後1年以上の中小企業者に該当する株式会社にあつては直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字

優遇措置②（設立10年未満の企業が対象）

設立経過年数	要件
1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上
1年以上2年未満	試験研究費等が収入金額の3%超。または新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上
2年以上5年未満	試験研究費等が収入金額の3%超。または売上高成長率が25%超
5年以上10年未満	試験研究費等が収入金額の5%超
10年未満	<u>第一種少額電子募集取扱業者を通じて投資されること</u>

※下線部分が改正内容

個人所得課税 特定口座の拡充

改正のポイント

- 特定口座に受け入れ可能な上場株式等の範囲が拡充されます。
- 利便性向上を図る観点より、特定口座に関する手続の電子化が可能となります。

解説

特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、次のような措置が講じられます。

【改正点①】

概要	特定口座に受け入れることができる 上場株式等の範囲が拡充 されます。
拡充される上場株式等	<p>①居住者等が有する取得請求権付株式、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式であって上場株式等以外の株式に該当するものの請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により取得する上場株式等</p> <p>②居住者等が発行人等に対して役務の提供をした場合に取得する上場株式等で、その上場株式等と引換えにする払込み又は給付を要しない場合のその上場株式等</p> <p>③非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された口座で、その設定の時から非課税口座に該当しないこととされたものにおいて管理されている上場株式等で、その該当しないこととされた日にその金融商品取引業者等に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるもの</p>

【改正点②】

概要	特定口座に関する手続について、 書面の提出に代えて、電磁的方法による電磁的記録を提供することが可能 となります。
電子化が可能となる手続書類	特定口座源泉徴収選択届出書、源泉徴収選択口座内配当等受入開始(終了)届出書、特定管理口座開設届出書、相続上場株式等移管依頼書、非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座内上場株式等移管依頼書、特定口座異動届出書、特定口座継続適用届出書、特定口座廃止届出書、特定口座開設届出書

個人所得課税 暗号資産デリバティブ取引に係る課税関係の明文化

改正のポイント

- 暗号資産(仮想通貨)デリバティブ取引に係る課税関係について、総合課税となることが明文化されます。

解説

- 暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得等について、「先物取引に係る雑所得等の課税の特例」及び「先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除」の適用対象から除外され、総合課税となることが明文化されます。
- 暗号資産デリバティブ取引について、支払調書制度等の対象となります。(令和2年12月31日までは猶予期間とされます。)

	先物取引に係る雑所得等の課税の特例 (申告分離課税)	先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除 (3年間の損失の繰越)	課税関係
暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得等	適用なし	適用なし	総合課税

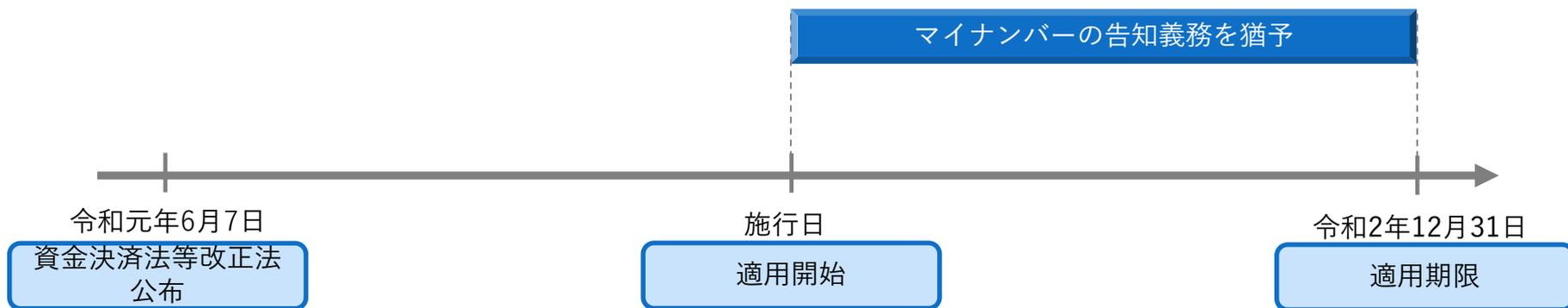
個人所得課税 暗号資産取引に係るマイナンバー告知制度の改正

改正のポイント

- 暗号資産(仮想通貨)デリバティブ取引を行う者のマイナンバー告知義務について、一定期間猶予されます。

解説

- **資金決済法等改正法の施行の日から令和2年12月31日までの間**に行われる暗号資産デリバティブ取引の差金等決済については、**マイナンバーの告知を要しない**こととなります。



適用時期

適用開始日である資金決済法等改正法の施行日は、公布の日から1年を超えない範囲(令和2年6月6日まで)とされます。

改正のポイント

- 低未利用地の利活用の促進及び将来的な増加の抑制を図るため、一定の低未利用地について、長期譲渡所得の特別控除が創設されます（国税・地方税）。

解説

- 適用要件

対象となる者	個人
対象となる土地	都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利であることについての市区町村の長の確認がなされたもの
対象となる譲渡の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡 ・ 売主の配偶者その他のその売主と一定の特別の関係がある者に対するものを除く ・ 譲渡対価が500万円を超えるものを除く (対象となる土地の上にある建物を含めた譲渡対価により判定)

- 計算式

$$\begin{aligned} & \text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) = \text{長期譲渡所得の金額} \\ & \text{長期譲渡所得の金額} - \text{特別控除100万円} = \text{課税長期譲渡所得金額} \end{aligned}$$

実務上の留意点

適用を受けようとする低未利用土地等について、その年の前年又は前々年においてこの規定の適用を受けている場合には、その低未利用土地等については適用できません。

適用時期

土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間に譲渡したものについて適用されます。

個人所得課税 民法改正に伴う配偶者居住権等の取扱い

改正のポイント

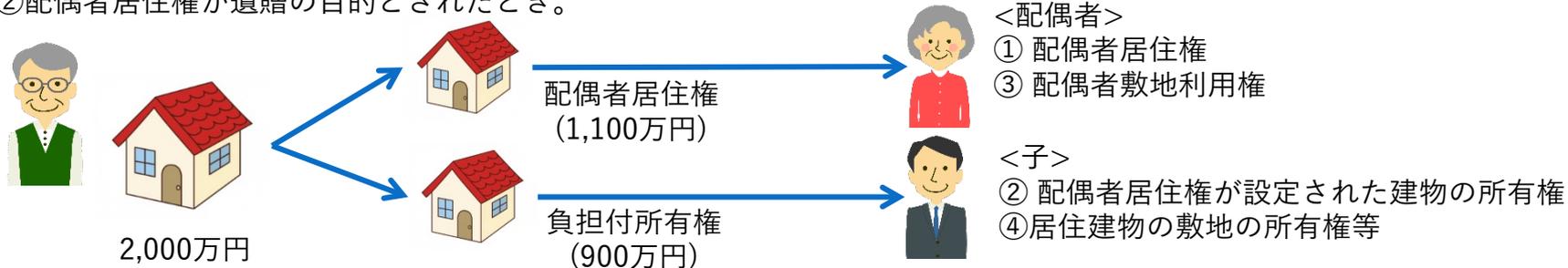
- 平成30年民法(相続法)改正に伴い、配偶者居住権等が新設されます。

解説

<配偶者居住権>

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の①又は②のいずれかに該当するときは、その居住していた建物の全部について無償で使用及び収益する権利(以下、「配偶者居住権」という)を取得するものとする。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあつては、この限りではないものとする。

- ①遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- ②配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。



<自宅の所有権等>

- ① 配偶者居住権
- ② 配偶者居住権が設定された建物の所有権
- ③ 配偶者敷地利用権
- ④ 居住建物の敷地の所有権等

適用時期

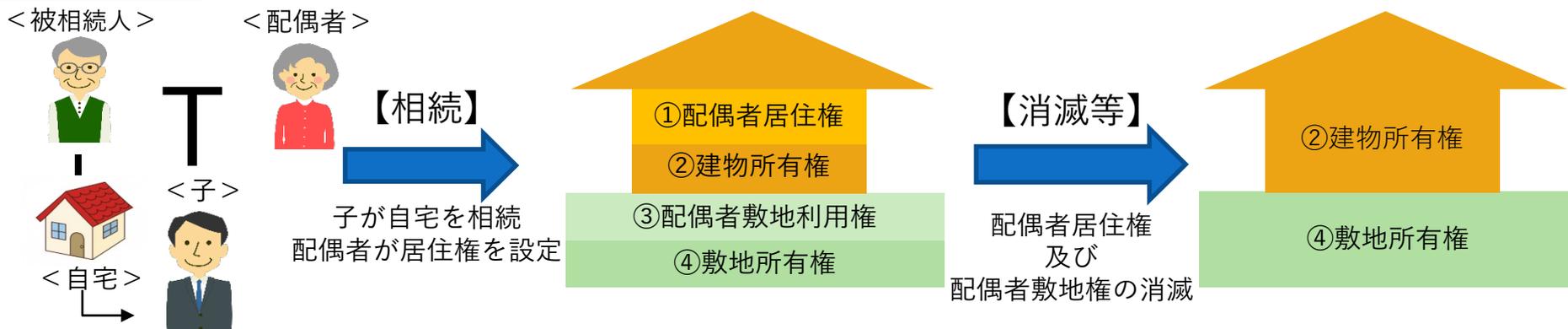
令和2年4月1日より適用となります。

個人所得課税 配偶者居住権等の譲渡所得の計算①

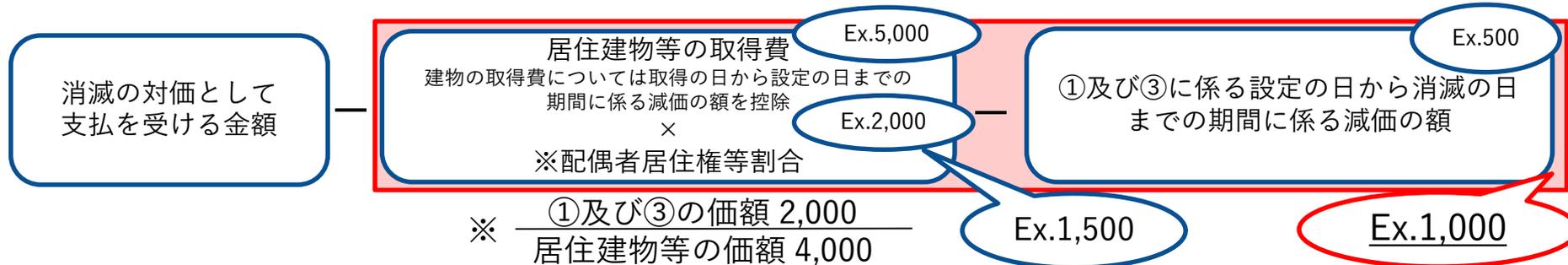
改正のポイント

- 配偶者に対価を支払い、配偶者居住権または配偶者敷地利用権を消滅させた場合、その消滅等の対価として支払いを受ける金額については譲渡所得が生じること及びその譲渡所得の金額の計算方法が明示されます。

解説



【配偶者居住権の消滅等に対して対価を支払った場合の譲渡所得】

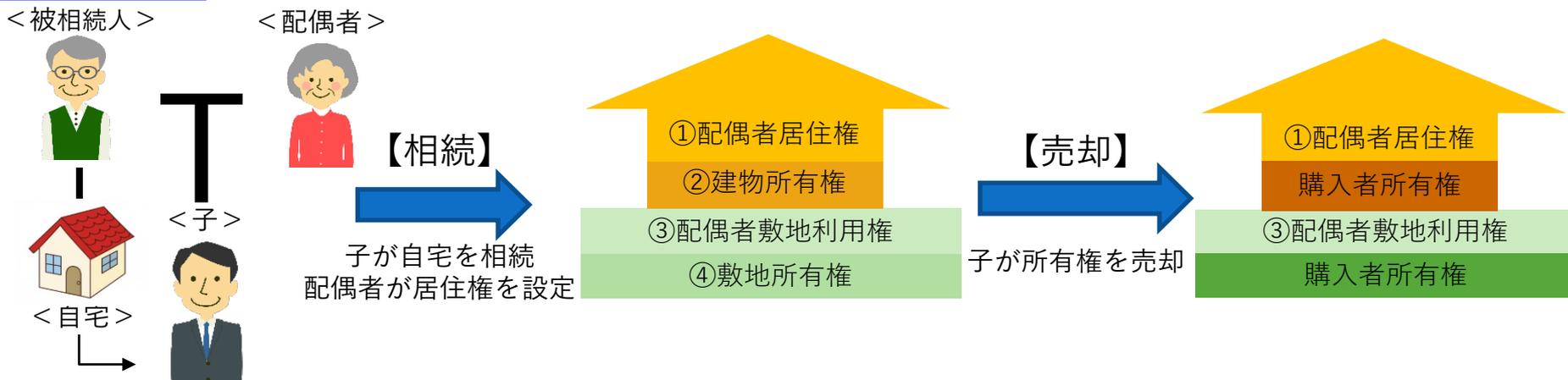


個人所得課税 配偶者居住権等の譲渡所得の計算②

改正のポイント

- 相続により居住建物等を取得した相続人が、配偶者居住権及び配偶者敷地利用権が消滅する前に居住建物等を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算方法が明示されます。

解説



【相続人が配偶者居住権が消滅する前に対象の居住建物等を譲渡した場合の譲渡所得】



※1 建物の取得費についてはその取得の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除

※2 配偶者居住権の設定の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除

その他の改正点

- 居住建物等が収用された場合において、配偶者居住権または配偶者敷地利用権が消滅し一定の補償金を取得→収用に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の適用ができるものとする。
- 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用対象に、第一種市街地再開発事業等が施行され居住建物等に係る権利変換により、施設構築物の一部等に配偶者居住権が与えられた場合を加えることとする。

個人所得課税 国外中古建物の不動産所得に係る課税の適正化 ①

増税

問題点

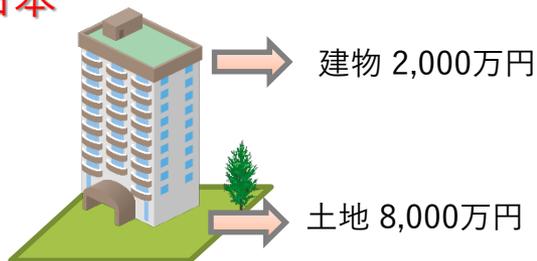
- 日本に比べ海外では土地よりも建物の価格の比重が高く、同じ金額を出して不動産(土地建物)を購入した場合、減価償却費として経費にできる金額が大きい点、また簡便法により算出した短い耐用年数により償却することが可能である点から、国外不動産所得で大きな赤字を出し、他の所得と損益通算することにより所得税を減少させるという節税対策に利用される点が問題となっていました。

解説

【例】 購入額 1億円(木造賃貸アパート) 築年数25年⇒簡便法による中古耐用年数 $22年 \times 0.2 = 4年$

改正前

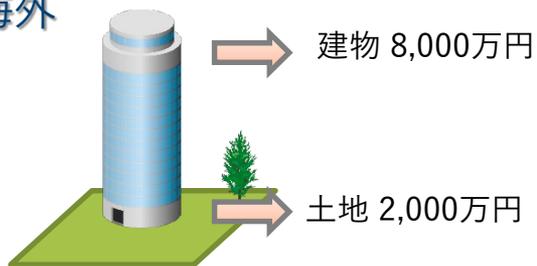
日本



日本

減価償却費 $2,000万円 \div 4年 = \blacktriangle 500万円$ ↔ 給与所得等 2,000万円
損益通算
1,500万円

海外



海外

減価償却費 $8,000万円 \div 4年 = \blacktriangle 2,000万円$ ↔ 給与所得等 2,000万円
損益通算
所得 0円

節税効果 大!

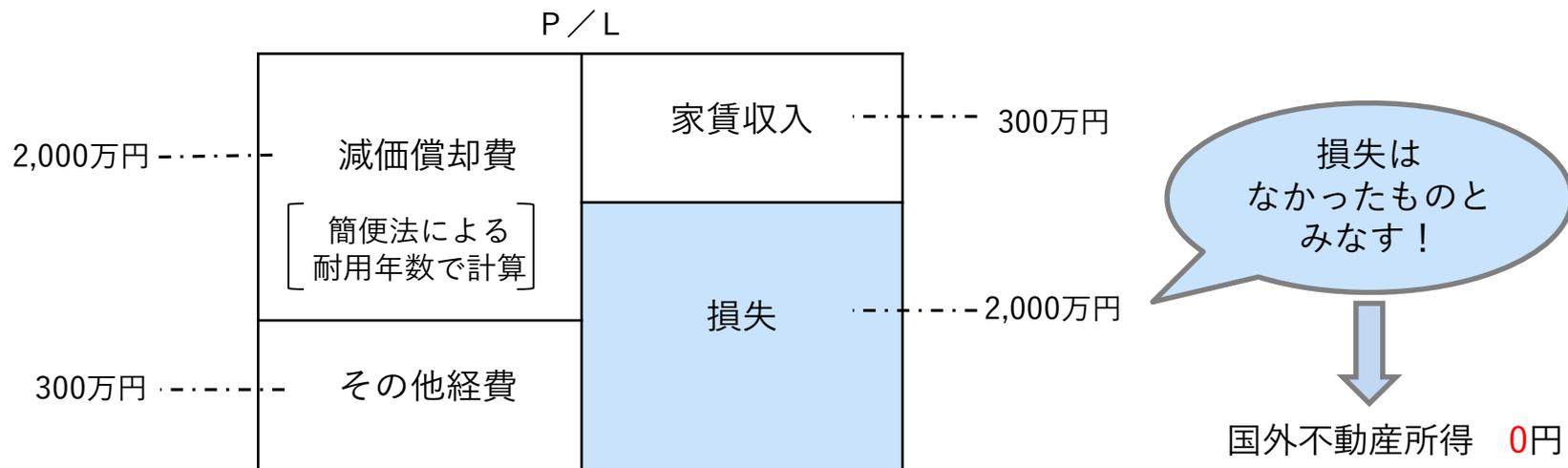
改正のポイント

- 不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、耐用年数を簡便法及び使用可能期間を見積もる方法(一定の場合を除く)により計算した国外にある中古の建物の「減価償却費に相当する部分の損失」については、生じなかったものとみなして、損益通算等ができないこととなります。

解説

改正後

個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、そのうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、生じなかったものとされます。なお「国外不動産所得の損失の金額」とは、国外中古建物の貸付に係る損失の金額(国外不動産を複数所有している場合には、当該損失を他の国外不動産所得の金額から控除してもなお控除しきれない金額)をいいます。



適用時期

令和3年分以後の所得税について適用となります。

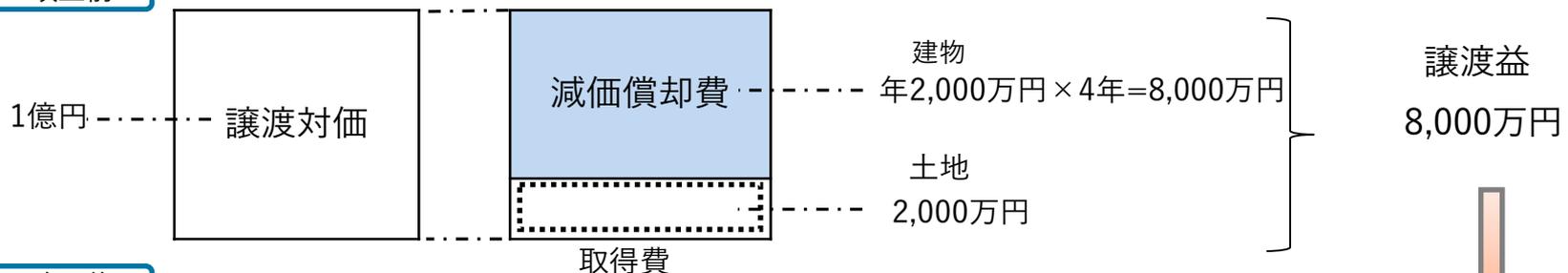
改正のポイント

- 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の適用を受け、「なかったもの」とみなされ、損益通算できなかった損失の金額については当該国外中古不動産を譲渡した際の譲渡所得の計算上、取得費から控除する減価償却部分には含めないこととなります。

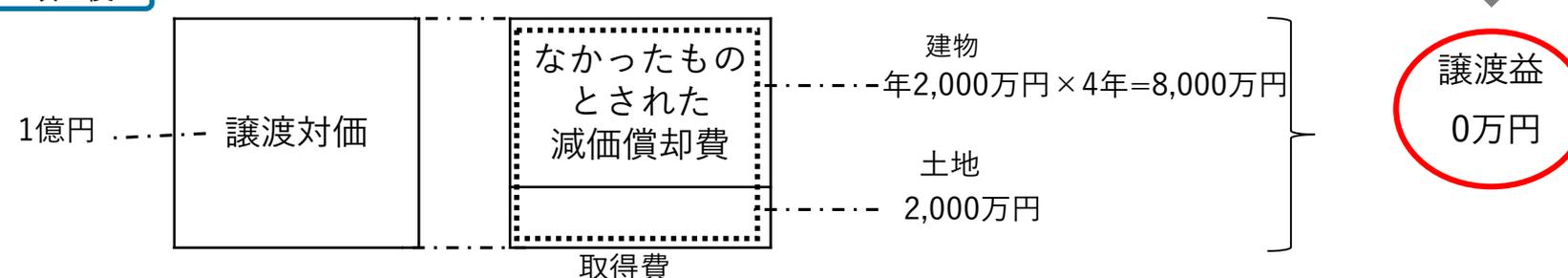
解説

【例】 購入額 1億円(建物8,000万円 土地2,000万円) 木造賃貸アパート 築年数25年⇒簡便法による中古耐用年数 22年×0.2 = 4年
償却完了後に1億円で売却

改正前



改正後



実務上の留意点

国外中古不動産の取得は、譲渡時の課税関係まで考慮して検討する必要があります。

適用時期

令和3年分以後の所得税について適用となります。

解説

(3) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の特例について、対象範囲が追加されます。

	【改正前】	【改正後】
対象範囲	国立大学法人 大学共同利用機関法人 公立大学法人 独立行政法人国立高等専門学校機構 国立研究開発法人 公益社団法人 公益財団法人 学校法人 社会福祉法人	左記に加え 認定NPO法人 特例認定NPO法人

※非課税措置の特例とは、申請書の提出があった日から1月以内に不承認の決定がなかった場合には自動承認となる特例を指します。

実務上の留意点

- ・承認特例の適用を受けるための手続きの詳細については改正前と同様、寄附の日から4月以内に申請書を所得税の所轄税務署へ提出します。
- ・寄附財産について、寄附を受けた法人区分に応じ基金組み入れ方法等の要件が異なるため、所轄庁への確認が必要となる場合があります。
- ・特例に係る承認があった場合であっても、一定の要件に該当する場合は承認を取り消すことが可能となります。

改正のポイント

- 婚姻歴の有無による差を解消し、生計を一にする子を有する未婚のひとり親も寡婦（夫）控除の対象となります。[図1]
- 所得制限について男女による差を解消し、寡夫控除額の上限が拡大されます。[図2]
- 合計所得金額500万円超の場合の寡婦控除は廃止となります。

解説

【寡婦控除】 図1

【改正前】							【改正後】						
配偶関係			死別		離婚		配偶関係			死別	離婚	未婚	
合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	合計所得金額			500万円以下	500万円以下	500万円以下	
扶養親族	有	子	35万円 (30万円)	27万円 (26万円)	35万円 (30万円)	27万円 (26万円)	扶養親族	有	子	35万円 (30万円)	35万円 (30万円)	35万円※1 (30万円)	
		子以外	27万円 (26万円)	27万円 (26万円)	27万円 (26万円)	27万円 (26万円)			—				
	無	27万円 (26万円)	—	—	—	無		27万円 (26万円)	—	—			

(注)カッコ書きは住民税

解説

【寡夫控除】

【改正前】			
配偶関係		死別	離婚
合計所得金額		500万円以下	500万円以下
扶養親族	有	子	27万円 (26万円)
		子以外	-
	無	-	-

【改正後】				
配偶関係		死別	離婚	未婚
合計所得金額		500万円以下	500万円以下	500万円以下
扶養親族	有	子	35万円※2 (30万円)	35万円※1 (30万円)
		子以外	-	-
	無	-	-	-

(注)カッコ書きは住民税

実務上の留意点

「生計を一にする子」は総所得金額等が38万円以下（令和2年分以降は48万円以下）で他の人の扶養親族などになっていない人に限られます。

適用時期

令和2年分以後の所得税について適用します。

改正のポイント

- 非居住者である親族の所得稼得能力に着目し、扶養控除の適用要件について、年齢を切り口にした見直しが行われます。

解説

	【改正前】	【改正後】
控除対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 16歳以上の親族等・ 居住者と同一生計である者・ 合計所得金額が38万円以下である者 (令和2年分以降は48万円以下)	<p>非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族で30歳以上70歳未満の者であり、次のいずれにも該当しないものを除外する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 留学により非居住者になった者② 障害者③ その居住者からその年に受ける生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

実務上の留意点

上記①又は③に該当する者であることを明らかにする書類を提出等しなければなりません。

適用時期

令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和5年分以後の所得税について適用します。

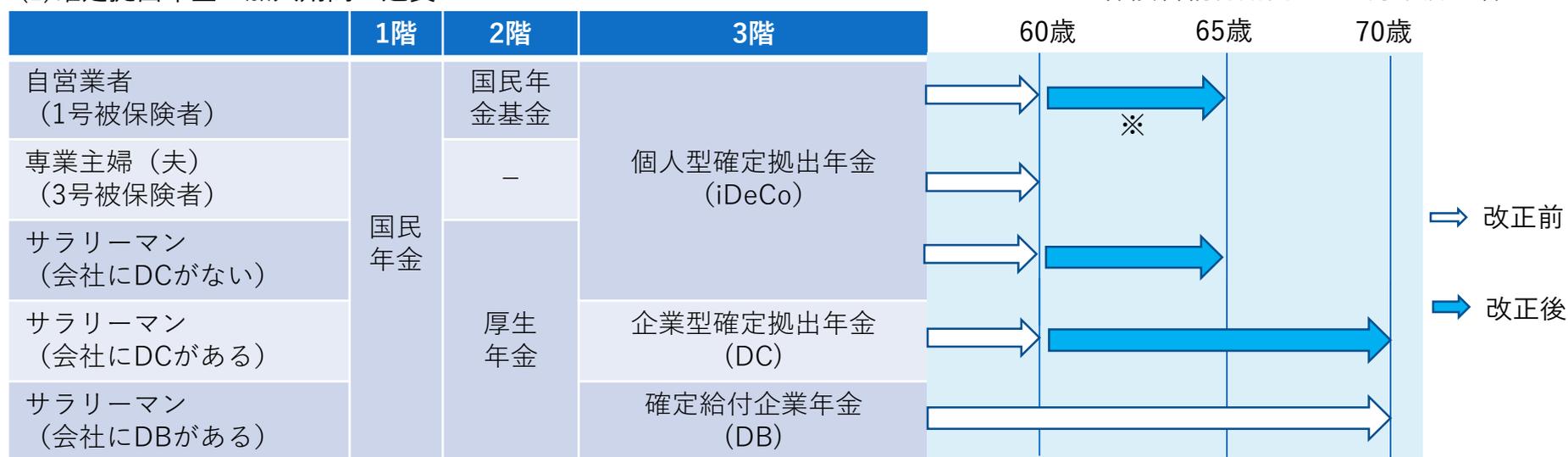
個人所得課税 確定拠出年金等の制度改革に伴う税制上の所要の整備

改正のポイント

- 個人が自ら運用手段を選んで老後の資金を作る確定拠出年金が、大幅に拡充されます。柱となるのは掛金の拠出期間の延長です。税制上も確定拠出年金等の制度改革に足並みを揃え、必要な整備が行われます。

解説

(1) 確定拠出年金の加入期間の延長



	改正前	改正後
(2) 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢の拡大	60歳～70歳	上限年齢を70歳に以降に拡大
(3) 確定給付企業年金の支給開始時期の設定範囲の拡大	60歳～65歳	60歳～70歳
(4) 中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大	100人以下	300人以下
(5) 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和	労使合意の規約が必要	従業員本人の希望で加入できる

個人所得課税 雑所得を生ずべき業務に係る課税の見直し

改正のポイント

- 個人の雑所得を生ずべき業務に係る所得の金額の計算や確定申告について、見直しが行われます。

解説

【改正内容】

- その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下である個人



その年分の当該業務に係る雑所得の総収入金額及び必要経費に算入すべき金額に、当該業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる特例（いわゆる「現金主義による所得計算の特例」）が適用ができることとなります。

- その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超える個人



現金預金取引等関係書類を起算日から5年間、その者の住所地又は居所地に保存する必要があります。

- その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が1,000万円を超える個人



確定申告書を提出する場合には、当該業務に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を確定申告書に添付する必要があります。

実務上の留意点

現金預金取引等関係書類とは、取引に関する書類のうち、現金の收受若しくは払出し又は預貯金の預入若しくは引出しに際して作成されたものをいいます。また、起算日とは、現金預金取引等関係書類の作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日をいいます。

適用時期

令和4年1月1日以後の所得税より適用となります。

個人所得課税 医療費控除に係る添付書類の拡充

改正のポイント

- 医療費控除の適用を受ける際の、所得税の「確定申告書」への添付書類が拡充されます。

解説

【改正前】	【改正後】
医療保険者の医療費等の額を通知する書類の添付	次の書類のうちいずれかの添付 イ 審査支払機関（※）の医療費の額等を通知する書類 （その書面に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、国税庁長官が定めるものを含む。） ロ 医療保険者の医療費の額等を通知する書面に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、国税庁長官が定めるもの
この改正により、e-Taxにより確定申告を行う場合においても、審査支払機関の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁的記録の送信により、書類添付は不要となります。	
e-Taxにより確定申告を行う場合において、次の書類の記載事項を入力して送信するときは、これらの書類の確定申告書への添付に代えることができます。（確定申告期限等から5年間、必要な場合には、税務署より書類の提示又は提出を求められることがあります。） イ 医療保険者の医療費の額等を通知する書類 ロ 審査支払機関の医療費の額等を通知する書類	

（※）審査支払機関とは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会をいいます。

適用時期

令和3年分以後の所得税確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

個人所得課税 源泉徴収における推計課税の整備

改正のポイント

- 源泉徴収について、青色申告者を除き、推計により所得税を徴収できる旨が法令上明確化されます。

解説

【制度の概要】

従業員別の給与の支払金額を基に所得税を徴収【原則：実額課税】



各人ごとの支払金額・支払の日・支払金額の総額・支払人数等が不明



税務署長は、上記について推計等をして、源泉徴収義務者からその給与等の支払に係る所得税を徴収できる

実務上の留意点

- ・ 給与等のほか、退職手当等及び報酬・料金等並びに非居住者が支払を受けるこれらのものについても対象となります。
- ・ 青色申告書を提出した個人の事業所得の金額等に係る支払及び青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除きます。

適用時期

令和3年1月1日以後に支払われるものについて適用となります。

個人所得課税 所得税確定申告書の記載内容・添付書類の見直し

改正のポイント

- 所得税の「確定申告書」の記載内容・添付書類が見直されます。

解説

項目	【改正前】	【改正後】
確定申告書等に記載する「各種所得に係る収入金額の支払者に関する事項」	支払者の本店等の所在地の記載	支払者の法人番号の記載によることができる。

項目	【改正前】	【改正後】
寄附金控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類	特定寄附金を受領した者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等	特定寄附仲介事業者（※）の特定寄附金の額等を証する書類（その書面に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、国税庁長官が定めるものを含む。）の添付等ができる。

この改正により、e-Taxにより確定申告を行う場合においても、特定寄附仲介事業者の特定寄附金の額等を証する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁的記録の送信により、書類添付は不要となります。

（※）特定寄附仲介事業者とは、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者をいいます。

適用時期

令和3年分以後の所得税確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

改正のポイント

- 国民健康保険税を構成する基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額のうち、基礎課税額・介護納付金課税額について年税額の課税限度額が引上げられます。
- 一定の所得以下の世帯に対して国民健康保険税が減額される制度について、減額の対象となる所得の基準が引上げられ低所得者に対する軽減措置が拡充されます。

解説

- 課税限度額の引上げ

	【改正前】	【改正後】
基礎課税額	61万円	63万円
介護納付金課税額	16万円	17万円



- 減額の対象となる所得の基準についての引上げ

[世帯の総所得金額等の合計額] に応じて下の表に応じた割合で軽減されます

	【改正前】	【改正後】
7割軽減	33万円以下	43万円+ α 以下
5割軽減	33万円+ (28万円× (被保険者数+特定同一世帯所属者数)) 以下	43万円+ α + (28.5万円× (被保険者数+特定同一世帯所属者数)) 以下
2割軽減	33万円+ (51万円× (被保険者数+特定同一世帯所属者数)) 以下	43万円+ α + (52万円× (被保険者数+特定同一世帯所属者数)) 以下

α ・・・(被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の合計数 - 1) × 10万円

改正のポイント

○新規住宅の居住年から3年後に従前住宅を譲渡し、居住用財産の譲渡所得の特例を適用した場合における住宅ローン控除の適用について見直しがされます。

解説

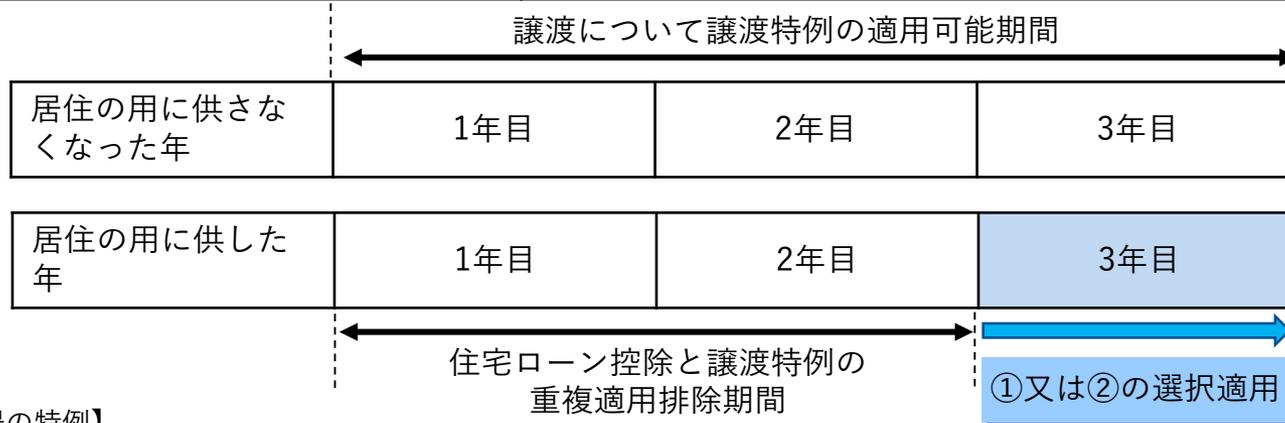
【改正前】	【改正後】
①従前住宅について居住用財産の譲渡所得の特例 ②新規住宅について住宅ローン控除の適用可	左記①の適用を受けた場合には、左記②の適用を不可



従前住宅



新規住宅



【居住用財産の譲渡所得の特例】

- (1) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- (2) 居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除
- (3) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- (4) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

実務上の留意点

居住用財産に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例、又は居住用財産の買換えに係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例を受けるときは、住宅ローン控除の適用を受けることができます。

適用時期

令和2年4月1日以後に従前住宅等の譲渡をする場合について適用されます。

改正のポイント

- 優良住宅地の造成のため譲渡所得の軽減税率について一部譲渡を適用対象から除外したうえ、適用期限が3年延長されます。

解説

【制度の概要】

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、2,000万円以下の部分について下記のとおり税率が軽減されます。

	所得税	住民税	合計
本則	15%	5%	20%
軽減税率	10%	4%	14%

【改正内容】

優良住宅地等のための譲渡のうち次の譲渡が適用対象から除外されます。

【改正前】	【改正後】
都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡	除外
都市計画区域内において行われる一団の宅地の造成（都市計画法の開発許可又は土地区画整理法の許可を受けて行われるものであること等の要件を満たすものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡	除外

実務上の留意点

老朽化マンションの建替えやオフィスビルへの転用などの活用が期待されます。

適用時期

令和4年12月31日までの譲渡について適用されます。

個人所得課税 特定の居住用財産の買換・交換の特例の延長

改正のポイント

- 特定の居住用財産の買換・交換の特例が2年延長されます。

制度の概要

10年超所有および居住しているマイホーム(居住用財産)を適用期限までに売却し(1億円以下)、売却した日の前年から売却した年末までにマイホームを買換えたときは、一定の要件のもと、譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができます(譲渡益が非課税となるわけではありません。)。新旧マイホームを交換により取得した場合も買換えたもの(売却+購入)として取り扱われます。

<例>

	取得価額(A)	売却金額(B)	譲渡益(A-B)
旧マイホーム	3,000万円	7,000万円	4,000万円(イ)
新マイホーム	7,000万円	仮)8,000万円	1,000万円(ロ)

通常だと課税対象となりますが、特例の適用を受けた場合、売却した年分で譲渡益への課税は行われず、新マイホームを将来譲渡する時まで譲渡益の課税を繰り延べることができます。

仮に将来、新マイホームを8,000万円で売却したとすると譲渡益4,000万円(イ)と1,000万円(ロ)の合計5,000万円が譲渡益として課税されます。



- ①旧マイホームの売却金額 ≤ 新マイホームの取得価額 → 譲渡益ゼロ(課税の繰延べ)
- ②旧マイホームの売却金額 > 新マイホームの取得価額 → 下記の算式による金額が譲渡益

$$(\text{旧マイホームの売却金額} \textcircled{ア}) - \text{新マイホームの取得価額} \textcircled{イ}) - (\text{旧マイホームの取得費} + \text{譲渡費用}) \times (\textcircled{ア} - \textcircled{イ}) / \textcircled{ア}$$

実務上の留意点

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の控除の特例の適用を重ねて受けることはできません。

適用時期

令和3年12月31日までに譲渡したマイホームに適用となります。

改正のポイント

- 特定資産の買換え特例について、一定の見直しを行ったうえで、適用期限が3年延長されます。
(過疎地域に係る措置及び危険密集市街地に係る措置を除く)
- 過疎地域に係る措置及び危険密集市街地に係る措置については、一定の見直しを行ったうえで適用期限が1年延長されます。

解説

- ① 過疎地域に係る措置及び危険密集市街地に係る措置 → 適用期限が**1年延長**
- ② 上記以外の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 → 適用期限が**3年延長**（改正内容は以下の通りです）

	【改正内容】
既成市街地等の内から外への買換え	譲渡資産から「工場の立地が制限されていなかった区域内にある建物またはその敷地の用に供されている土地等」を除外
航空機騒音障害区域の内から外への買換え	譲渡資産が一定の区域にある場合、課税の繰延割合を80%から 70%に引き下げ
都市機能誘導区域の外から内への買換え	課税の特例の対象から除外
危険密集市街地内での土地等の買換え	譲渡資産の要件に「耐火建築物又は準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物」を加える。 対象となる危険密集市街地を、その区域の不燃領域率が40%未満の区域に限定
長期所有の土地等の買換え	長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、 買換え資産から鉄道事業用車両運搬具を除く
環境負荷低減に係る日本船舶への買換え	外航船舶及び内航船舶につき、買換え資産の船齢が法定耐用年数以下であることを要件に加える 港湾の作業船につき、譲渡資産の船齢要件を40年から35年未満に引き下げる

個人所得課税 不動産税制の適用期限延長（居住用財産・山林所得）

改正のポイント

- 居住用財産・山林所得に関する各種特例の適用期限が2年延長されます。

解説

	【改正前】	【改正後】
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等	令和1年12月31日	令和3年12月31日
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等	令和1年12月31日	令和3年12月31日
山林所得に係る森林計画特別控除	令和2年12月31日	令和4年12月31日

【制度の概要】

(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例

マイホーム（旧居宅）を令和3年12月31日までに売却して、新たにマイホームを購入した場合、旧居宅の譲渡による損失が生じたとき、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の他の所得から控除（損益通算）することができます。さらに、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後3年以内に繰り越して控除できます。

(2) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例

住宅ローンのあるマイホームを令和3年12月31日までに住宅ローンの残高を下回る価額で売却して譲渡による損失が生じたときは、一定の要件を満たすものに限り、その譲渡損失をその年の他の所得から控除（損益通算）することができます。さらに、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失は、譲渡の年の翌年以後3年以内に繰り越して控除できます。

(3) 山林所得に係る森林計画特別控除額の特例

平成24年から令和4年までの各年において、個人が有する森林につき森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、山林所得の金額の算定にあたり、一定の金額を森林計画特別控除額として収入金額から差し引くことができます。

資産課税 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税①

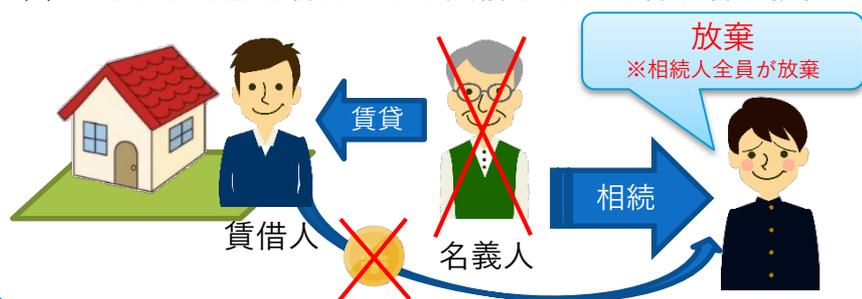
問題点

- 固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿上の所有者ですが、その所有者が死亡している場合には、現に所有している者（通常は相続人）となります。その納税義務者が死亡した場合において、相続登記がなされないときは、「現に所有している者」を課税庁が自ら調査・特定をする必要があるため、多大な時間と労力を費やしています。
また、調査を尽くしても所有者が一人も特定できない場合においては、固定資産税を課することができず、課税の公平性の観点から問題となっていました。

解説

- 所有者が不存在・特定できないため課税できないケース（例）

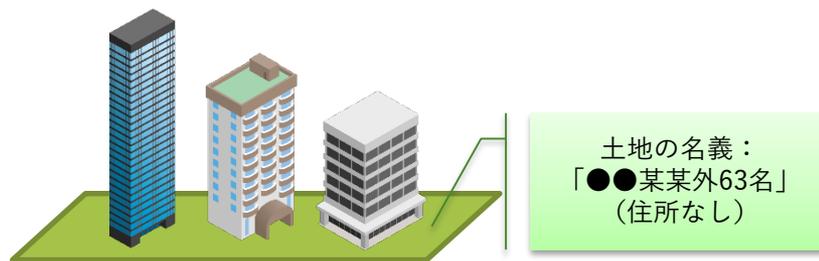
- (1) 死亡した登記名義人から賃借していた者が居住継続



- (2) 相続放棄した者とその関係者が居住



- (3) 登記が正常に記録されていない土地で店舗営業等



- (4) 外国籍の所有者が死亡し、相続人が特定できない



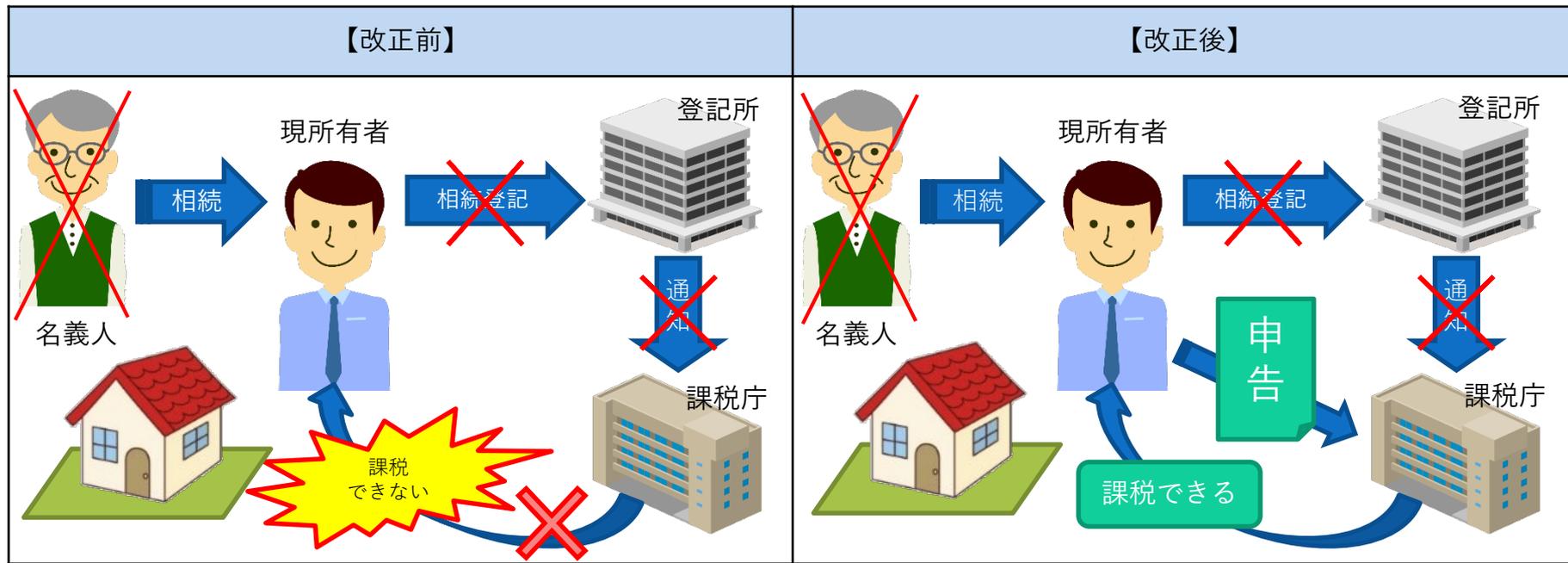
資産課税 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税②

改正のポイント

- 市町村長は、条例により、登記簿等に所有者として登記等がされている個人（納税義務者）が死亡している場合、その土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」といいます。）に、その者の氏名、住所、その他必要事項を申告させることができることとなります。

解説

- 相続登記がされていない場合の現所有者の把握につき、下記の通り、条例により申告させることができるようになります。



実務上の留意点

固定資産税における他の申告制度と同様の罰則が設けられます。

適用時期

令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用されます。

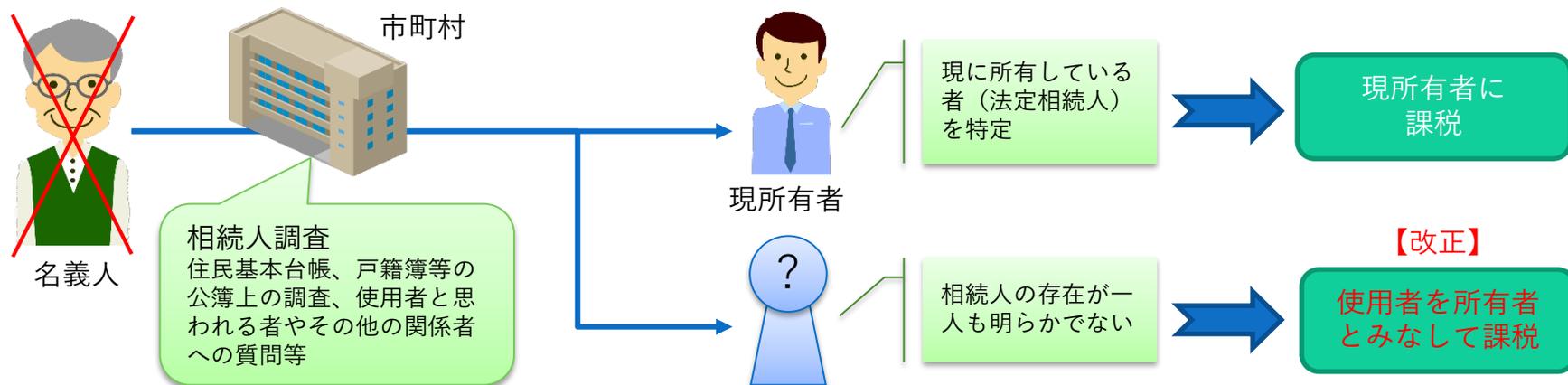
資産課税 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税③

改正のポイント

- 市町村は、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課税することができることとなります。

解説

- 相続登記がされていない場合の現所有者の調査の流れ



【改正前】

震災等の事由によって所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できる規定があるが、適用は災害の場合に限定される。

【改正後】

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合も同様に、使用者を所有者とみなして課税できることとする。

実務上の留意点

使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとする場合には、市町村はその旨をその使用者に通知することとなります。

適用時期

令和3年以後の年度分の固定資産税について適用されます。

資産課税 農地等の納税猶予制度の適用範囲の拡大

改正のポイント

- 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例適用農地等の範囲に、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地で、地区計画農地保全条例（仮称）により制限を受ける一定の地区計画の区域内に所在するものが加わります。

解説

- 納税猶予の適用地域別、農地等の区分

地理的区分		三大都市圏		地方圏
		特定市	特定市以外	
都市計画区分	生産緑地等	都市営農農地等 (生涯営農)	(生涯営農)	
	田園住居地域内農地		(20年営農)	市街化区域内農地等
	一定の地区計画区域内農地(※)			
	上記以外	特定市街化区域農地等 (適用なし)		
市街化区域以外 (市街化調整区域、非線引)		(生涯営農)		

※ 農と住の調和したまちづくりに係る新たな地区計画制度を創設し、「地区計画農地保全条例」（仮称）により制限を受ける一定の地区計画の区域内に所在する農地が、都市営農農地等として特例適用農地等に追加されます。

資産課税 相続税の物納制度の適用対象の拡充

改正のポイント

- 相続税は、納期限までに金銭で一時に納付する事が原則ですが、延納によっても金銭納付が困難な場合で一定の要件を満たすときは、その納付が困難な金額を限度として、物納が認められています。
- 物納に充てることのできる財産のうち、相続税の物納の特例として、適用対象となる登録美術品の範囲に、制作者が生存中である美術品のうち一定のものが加わります。

解説

- 物納に充てることのできる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となった下記の財産（相続財産によって取得した財産も含みます。）で日本国内にあるものに限り、物納管理処分不適格財産、相続時精算課税に係る贈与により取得した財産及び相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産で一定のものを除きます。

順位	物納財産	物納の特例
第1順位	①不動産、船舶、国債、地方債、上場株式等(※)	【改正前】 <ul style="list-style-type: none">・ 相続開始前から所有していた特定登録美術品は、左記の順位によることなく物納に充てることができます。・ 特定登録美術品とは、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に定める登録美術品のうち、その相続開始時において、既に同法による登録を受けているものをいいます。・ なお、下記の点から、制作者が生存中のものは対象から除かれていました。<ul style="list-style-type: none">① 文部科学省令により、登録を受けるための登録申請書に「美術品の制作者の氏名、生年及び死亡年並びに制作時期」を記載する必要がある点② 文化庁の登録美術品登録基準にて「制作者が生存中でないもの」とされている点  【改正後】 制作者が生存中である美術品のうち一定のものを含むこととなります。
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産	
第2順位	③非上場株式等(※)	
	④非上場株式のうち物納劣後財産	
第3順位	⑤動産	

※ 特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含み、短期社債等を除きます。

資産課税 国外財産調書制度の見直し ①

改正のポイント

- 国外において行われた取引等については、執行管轄権の制約上、税務当局が直接現地に赴いて事実関係を確認することは困難であり、適正な課税の公平が実現できていない点が問題となっていました。
- 納税者による適切な情報開示を促す観点から国外財産調書等について記載の柔軟化と加重措置等の見直しがされます。

解説

改正項目	【改正前】	【改正後】
(1) 相続国外財産に係る相続直後の国外財産調書等の記載の柔軟化	<p>その年の12月31日において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺産分割が成立していない場合 → 法定相続分で按分した価額を記載 ・遺産分割が成立している場合 → それぞれの持分に応じた価額を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始年分の相続国外財産については記載せずに提出可能 ・国外財産調書の提出義務は国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定 <p>※財産債務調書における相続財産についても同様とする。</p>
(2) 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・提出期限内に提出がない場合等にその国外財産に関する所得税等の申告漏れ(死亡した方に係るものを除く)が生じたとき → 過少申告加算税等が5%加重 	<p>左記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合 → 過少申告加算税等が5%加重 <p>※その年の12月31日において相続国外財産を有する者に帰責性がないと認められる場合を除く</p>
(3) 過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎の見直し	(現行法には規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合の判定の基礎は以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置イ～ハに掲げる国外財産調書のいずれか <ul style="list-style-type: none"> イ 被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書 ロ 相続人の相続開始年の年分の国外財産調書 ハ 相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書 ②過少申告加算税等の加重措置 上記イ～ハに掲げる国外財産調書の全て

※「相続国外財産」⇒ 相続又は遺贈により取得した国外財産

適用時期

- (1) 令和2年分以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用となります。
(2)(3)令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用となります。

資産課税 国外財産調書制度の見直し ②

改正のポイント

- 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示又は提出がない場合の加算税の軽減措置及び加重措置の特例が創設されます。

解説

- 国外財産を有する者が、国税庁等の職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類の提示又は提出を求められた場合において、指定された期限までに提示又は提出をしなかったときの加算税の軽減措置及び加重措置の適用については下記の表の通りとなります。

制度の概要

- ・ 各年末に5,000万円超の国外財産を有する個人は、その種類や価額等(ストック情報)を記載した調書を提出する必要。
- ・ 国外財産に関する所得等の申告漏れが把握された場合
 - ➡ a 調書記載の国外財産に係る分は過少(無)申告加算税を軽減(所得税・相続税に適用)
 - b 調書不提出・記載不備に係る分は同加算税を加重(所得税のみ適用(相続税は不適用))

改正後

- ・ 加算税の特例について上記現行制度を基本としつつ、納税者が、税務調査時の当局の求めに応じ、関連資料を指定された期限までに提示・提出しない場合

- ➡ a 調書記載の国外財産に係る分についても加算税軽減は不適用
- b 調書不提出・記載不備に係る分は加算税を更に5%加重

(注)上記において、納税者に帰責性がないと認められる場合には、加算税の加重の特例は適用しない。

	現行制度 ※1	改正後
通常	10%	10%
調書に記載あり	5% (5%軽減)	5%
関連資料の不提示・不提出	5%	10% (軽減不適用)
調書の不提出・記載不備	15% (5%加算)	15%
関連資料の不提示・不提出	15%	20% (10%加算)

※1 期限内申告額と50万円のいずれか多い金額を超える分は15%

適用時期

令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用となります。

資産課税 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等

改正のポイント

- 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限が3年延長され、令和5年9月30日までとなります。

解説

	【従前】	【延長後】
厚生労働大臣の認定期間	平成29年10月1日から 令和2年9月30日まで	令和5年9月30日まで延長

持分あり医療法人

持分なし医療法人
への移行計画の認
定を申請



厚生労働大臣
の認定



【移行計画期間】

- ・ 出資者の相続に係る相続税の猶予・免除
- ・ 出資者間のみなし贈与税の猶予・免除

持分なし医療法人

持分の放棄 + 定款変更
により移行完了

【主な運営の適正要件】

- ・ 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと。
- ・ 役員報酬等が不当に高額とならないよう支給基準を定めていること。
- ・ 社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること。

認定医療法人について
は、移行の際の法人に
対する贈与税が課税さ
れません。

実務上の留意点

- ・ 持分なし医療法人へ移行した際の医療法人に対する贈与税について申告する必要があります。
- ・ 持分なし医療法人へ移行完了後6年を経過する日までの間、運営の適正要件を満たしているかどうかについて厚生労働大臣に運営状況を報告しなければなりません。
- ・ 医療法人総数 54,790法人 うち持分あり医療法人社団 39,263法人（平成31年3月末現在）
- ・ 申請件数 405件 うち認定件数 273件（令和元年9月25日現在）

資産課税 登録免許税の軽減措置の延長

改正のポイント

- 下記の登録免許税の軽減措置の適用期限が2年延長されます。

解説

内容		本則	軽減税率
住宅用家屋の所有権	保存登記	0.4%	0.15%
	移転登記	2.0%	0.3%
住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記		0.4%	0.1%
特定認定長期優良住宅の所有権	保存登記	0.4%	0.1%
特定認定長期優良住宅の所有権	マンション	移転登記	0.1%
	戸建て住宅	移転登記	0.2%
認定低炭素住宅の所有権	保存登記	0.4%	0.1%
	移転登記	2.0%	0.1%
特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権		移転登記	0.1%

- 本年度の税制改正においては、上記の軽減措置の適用期限が2年間延長されます。

	【改正前】	【改正後】
適用期限	令和2年3月31日まで	令和4年3月31日まで

資産課税 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の延長

改正のポイント

- 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の軽減措置の適用期限が2年延長されます。

解説

- 不動産の譲渡に関する契約書等については契約金額に応じ、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定されている印紙税を負担する必要があります。
- ただし、建設工事や不動産流通のコストを抑制することにより、建設投資の促進・不動産取引の活性化を図るなどの観点から、平成9年に特例措置が創設されました。
- その後、度重なる延長や平成26年からの特例措置の拡充を経て、改正前は令和2年3月31日が適用期限とされています。
- 本年度の税制改正においては、上記のような観点により、デフレからの完全な脱却と経済成長の実現を確実なものとし、あわせて建設産業の再生を図るため、上記の適用期限が2年延長となります。

	【改正前】	【改正後】
適用期限	令和2年3月31日まで	令和4年3月31日まで

資産課税 新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の軽減措置の延長

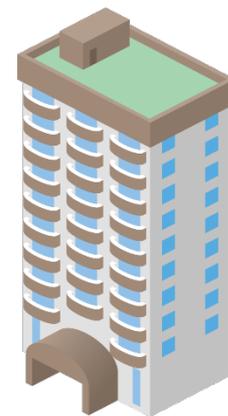
改正のポイント

- 住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、耐久性に優れた良質な住宅の普及を促進するため、新築住宅及び認定長期優良住宅に係る固定資産税の特例措置が2年延長されます。

解説

- 新築住宅の固定資産税は新築した年の翌年から3年間(3階建以上の中高層耐火住宅の場合は5年間)は1/2軽減されます。
- 認定長期優良住宅の固定資産税は新築した年の翌年から5年間(3階建以上の中高層耐火住宅の場合は7年間)は1/2軽減されます。

	新築住宅	認定長期優良住宅
下記以外の住宅	固定資産税額の1/2減額 (3年間)	固定資産税の1/2減額 (5年間)
3階建以上の中高層耐火住宅	固定資産税額の1/2減額 (5年間)	固定資産税の1/2減額 (7年間)



- 本年度の税制改正においては、上記の適用期限が2年延長となります。

	【改正前】	【改正後】
適用期限	令和2年3月31日まで	令和4年3月31日まで

実務上の留意点

- 住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。(1/2減額は120㎡を限度とします)
- 併用住宅等にあっては住宅部分の床面積の割合全体の1/2以上であること。
- 長期優良住宅認定通知書又はその写しを添付して市町村長に申告する必要があります。

資産課税 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行った住宅に係る 固定資産税の軽減措置の延長

改正のポイント

- 既存住宅の耐震化・バリアフリー化・省エネ化を進め、住宅ストックの性能向上を図るため、住宅リフォーム（耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修）を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置が2年延長されます。

解説

- 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修工事を行った翌年の固定資産税の一定割合が減額になります。

	減額割合
耐震改修	工事完了翌年度の固定資産税額の1/2 減額
バリアフリー改修	工事完了翌年度の固定資産税額の1/3 減額
省エネ改修	工事完了翌年度の固定資産税額の1/3 減額



- 本年度の税制改正においては、上記の適用期間を2年延長となります。

	【改正前】	【改正後】
適用期限	令和2年3月31日まで	令和4年3月31日まで

実務上の留意点

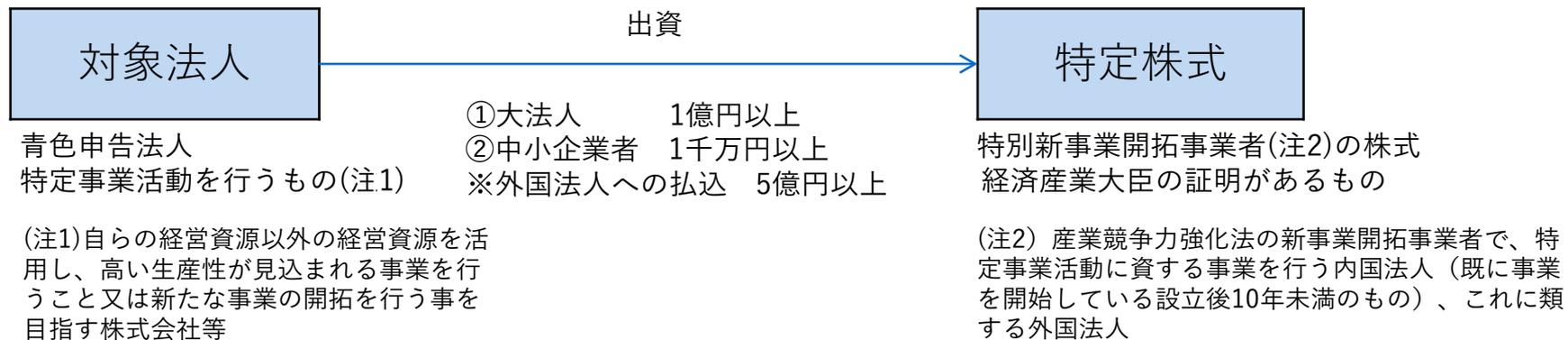
適用対象となる工事であることと減額のための申告書の提出等が必要になります。

改正のポイント

- 新しい技術・ノウハウを持つ一定のベンチャー企業への出資に対し、出資の一定額の所得控除を認める措置が新たに設けられます。
- 法人住民税及び法人事業税についても同様の取り扱いとなります。

解説

- ①大法人
対象法人が特定株式を取得し、取得日を含む事業年度末まで有している場合において、取得価額の25%以下の金額を特別勘定として経理したときは、その事業年度の所得金額を上限に、その経理金額を損金算入することができます。
- ②中小企業者
対象法人が特定株式を取得し、取得日を含む事業年度末まで有している場合には、取得価額の25%の所得控除ができます。



実務上の留意点

取得日から5年以内に特定株式を譲渡等した場合には、事由に応じた金額を益金に算入しなければなりません。

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得した場合に適用されます。

改正のポイント

- 大企業が研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除を受けるための要件が厳格化されます。
- 当該措置の対象に「特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の税額控除制度(仮称)」の税額控除が加えられます。

解説

- 大企業については、従前は国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることを要件としていましたが、30%超に引き上げられます。

	【改正前】	【改正後】
税額控除要件	<p>次の要件のいずれにも該当しない場合（その事業年度の所得金額が前事業年度の所得金額以下である場合を除きます。）には、適用できません。</p> <p>①継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額 ②国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 10%</p>	<p>次の要件のいずれにも該当しない場合（その事業年度の所得金額が前事業年度の所得金額以下である場合を除きます。）には、適用できません。</p> <p>①継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額 ②国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30%</p>

※大企業とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円超の法人その他一定の法人を指します。

法人課税 大企業の給与等引上げ及び設備投資を行った場合等の 税額控除要件の見直し

増税

改正のポイント

- 青色申告法人が給与等の引き上げ、設備投資を行った場合の税額控除について、設備投資額の要件が厳格化されます。

解説

- 大企業に対する賃上げ及び投資促進税制について、設備投資額が増えてきている状況に鑑み、設備投資要件が強化されます。

	【改正前】	【改正後】
適用要件	<p>次の(1)～(3)までの要件を満たしている必要があります。</p> <p>①雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額</p> <p>② $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$</p> <p>③国内設備投資額 \geq 当期償却費総額 $\times 90\%$</p>	<p>次の(1)～(3)までの要件を満たしている必要があります。</p> <p>①雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額</p> <p>② $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$</p> <p>③国内設備投資額 \geq 当期償却費総額 $\times 95\%$</p>

※大企業とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円超の法人その他一定の法人を指します。

法人課税 連結納税制度の見直し①

改正のポイント

- 下記を主な趣旨として連結納税制度が見直され、グループ通算制度への移行が行われます。
 - ・ 連結納税制度では連結グループを1つの納税単位として申告するため、法人間の連絡・調整や、グループ調整計算、修正・更正が生じた場合の再計算等により、企業や課税庁の事務負担が過重となっており、この負担を軽減する。
 - ・ 時価評価課税及び欠損金の利用制限等における組織再編税制との整合性を確保し、課税の中立性を確保する。

解説

(1) 制度の基本的な仕組み

	連結納税	グループ通算制度
① 適用法人・適用方法	下記②・③を除き、基本的に同様	
② 申告を行う法人（納税単位）	親法人 (グループ全体が1つの納税単位)	親法人及び各子法人 (各法人それぞれが納税単位)
③ 申請・承認・却下・取消等	青色申告の承認を前提としない (連結法人は対象外)	青色申告の承認を前提とする
④ 連帯納付	あり	あり
⑤ e-taxの利用	任意 (親法人の資本金が1億円超の場合、令和2年 4月1日以後開始事業年度においては義務)	義務

適用時期

令和4年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。
また、連結納税からの移行に関する経過措置等が講じられます。

法人課税 連結納税制度の見直し②

解説

(2) 損益通算及び欠損金の通算

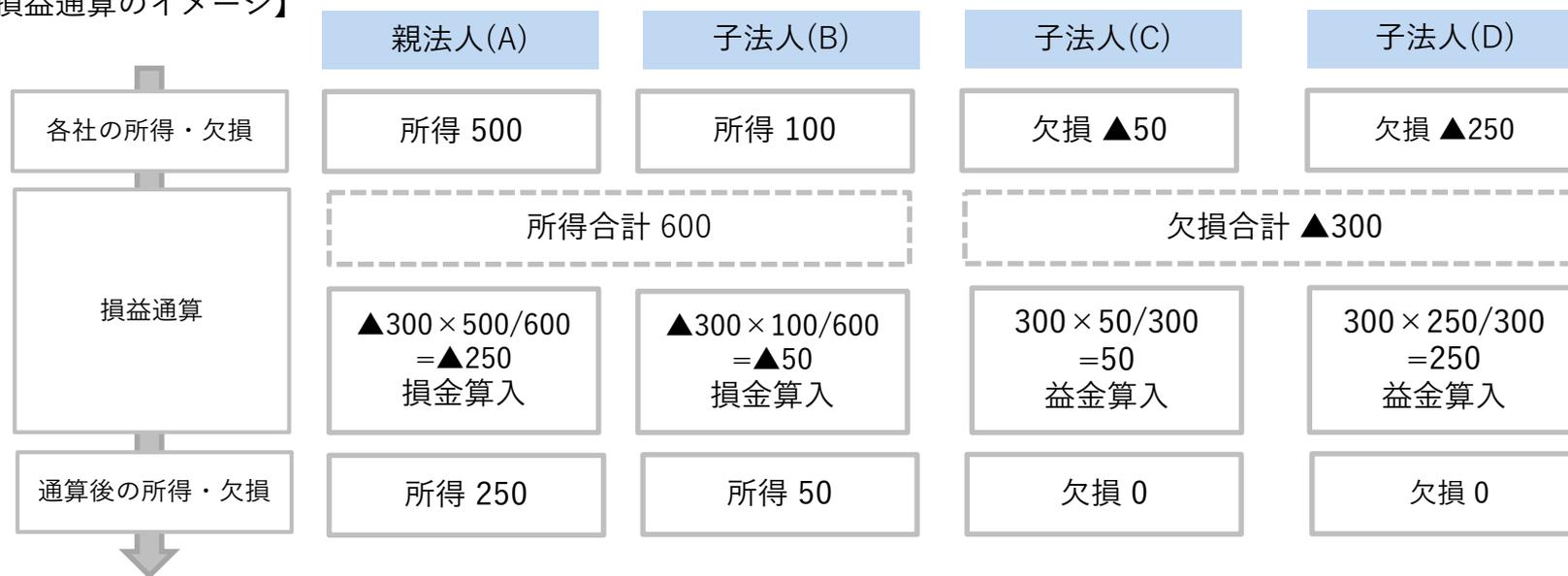
①損益通算

欠損法人の欠損の合計額（所得法人の所得合計額を限度）を所得法人の所得の比で配分し、所得法人において損金算入する。また、この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損の比で配分し、欠損法人において益金算入する。

②欠損金の通算

欠損金の繰越控除額の計算について、控除限度額は通算グループ内の各法人の欠損金の繰越控除前所得の50%相当額（中小法人等については、所得の金額）の合計額とし、控除方法は連結納税と同様とする。

【損益通算のイメージ】

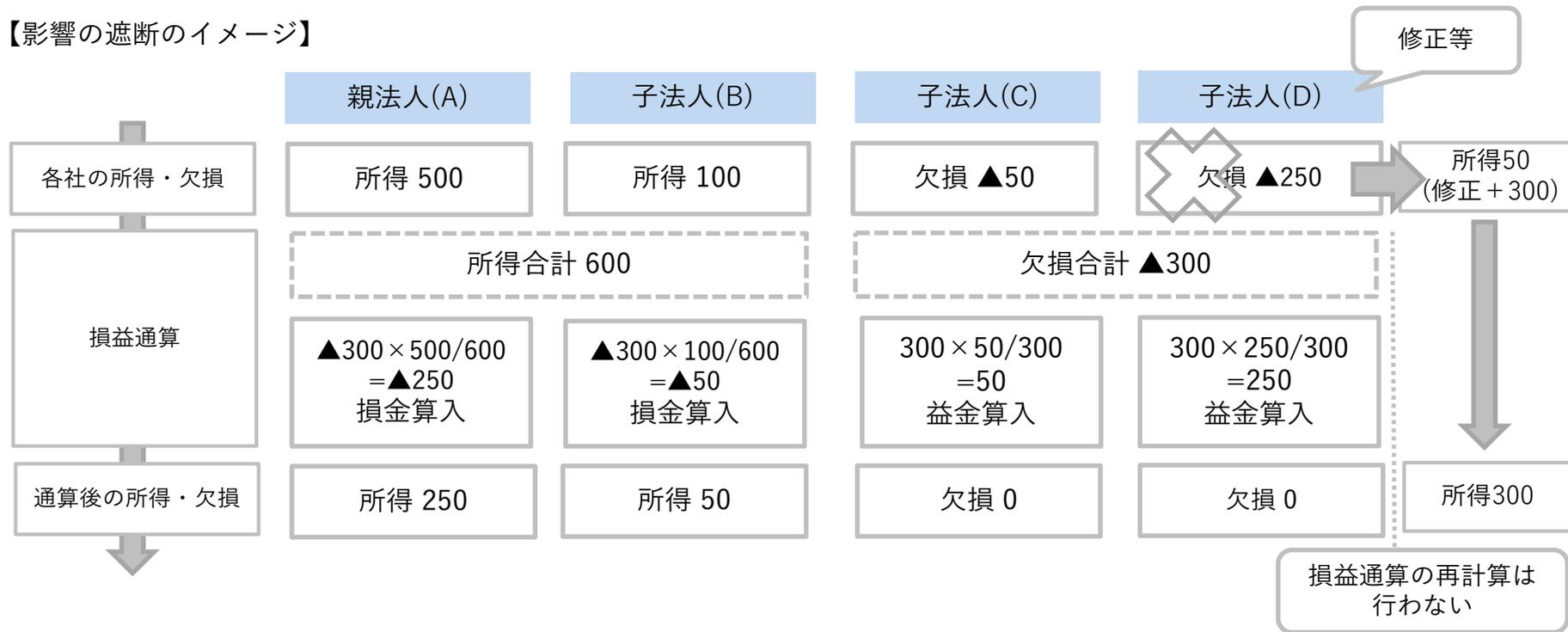


法人課税 連結納税制度の見直し③

解説

- ③所得の金額又は欠損金額が、修正・更正等により期限内申告書に記載された金額と異なることとなる場合でも、原則として再計算は行わない。（影響を遮断する。）
- ④欠損金の繰越期間に対する制限を潜脱する等のため、あえて誤った当初申告を行うなど法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、税務署長は上記③を適用しないことが出来る。（再計算出来る。）

【影響の遮断のイメージ】



法人課税 連結納税制度の見直し④

解説

(3) グループ通算制度の適用開始、通算グループへの加入及び通算グループからの離脱

①グループ通算制度の適用開始、加入又は離脱の際のみなし事業年度について、基本的に連結納税制度と同様とする。

②開始・加入時の時価評価・欠損金の持込み等について組織再編税制と整合性が取れた制度とする。

	連結納税制度	グループ通算制度		組織再編税制
時価評価なし 欠損金の全部持込み	開始 <ul style="list-style-type: none"> ・5年超の完全支配関係があるもの ・設立後、完全支配関係が継続しているもの ・開始5年前以降に適格合併等をした際に、被合併法人等が5年超の完全支配関係を有する場合の完全子法人等 加入 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ内の法人により設立された法人 ・適格株式交換に係る完全子法人 ・適格合併等により加入した子法人のうち、被合併法人等が5年超の完全支配関係を有する完全子法人等 	開始 <ul style="list-style-type: none"> ・親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる子法人 ・いずれかの子法人との間に完全支配関係が見込まれる親法人 	左記のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・支配関係が5年超のもの または <ul style="list-style-type: none"> ・共同事業性があるもの 	適格組織再編のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・支配関係が5年超のもの または <ul style="list-style-type: none"> ・共同事業性があるもの
時価評価なし 欠損金の一部切捨て等	/	加入 <ul style="list-style-type: none"> ・適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人 ・通算グループ内の新設法人 ・適格組織再編成と同様の要件として一定の要件の全てに該当する法人 	左記のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・支配関係が5年以内のもの かつ <ul style="list-style-type: none"> ・共同事業性がないもの 	適格組織再編のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・支配関係が5年以内もの かつ <ul style="list-style-type: none"> ・共同事業性がないもの
時価評価あり 欠損金の全部切捨て	<ul style="list-style-type: none"> ・完全支配関係が5年以内のもの ・非適格組織再編又は再編以外の方法によるもの 	上記以外のもの	/	非適格組織再編

法人課税 地方拠点強化税制の見直し

改正のポイント

- ①特定建物等を取得した場合の特別償却又は中小企業者等の税額控除制度の適用期限が2年延長されます。
- ②中小企業者等の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用期限が2年延長されます。
- ③既存施設におけるオフィス環境の整備を特定業務施設の整備とみなします。

解説

(1)地方活力向上地域等において取得した場合に限ります。【特別償却】15%（移転型25%） 【税額控除】4%（移転型7%）

(2)「給与等支給額が比較給与等支給額以上であること」との要件を廃止します。

【税額控除限度額】

対象雇用者数から有期雇用又はパートタイムである新規雇用者数を除外し、雇用者の増加割合にかかわらず、次の金額の合計額とします。

①30万円（移転型事業は50万円） × （※1）（※3）地方事業所基準雇用者数

（※1）無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数を上限とします

②20万円（移転型事業は40万円） × {（※3）地方事業所基準雇用者数 - （※2）新規雇用者総数}

（※2）地方事業所基準雇用者数を超える部分を除きます （※3）増加雇用者数を上限とします

【地方事業所特別税額控除限度額】

次の金額 × 地方事業所特別基準雇用者数（特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数）

	【改正前】	【改正後】
下記以外の場合	30万円	40万円
特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合	20万円	30万円

(3)地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件のうち、特定業務施設の整備に関する要件について、既存施設におけるオフィス環境の整備（事務機器の増設等）を特定業務施設の整備とみなします。

法人課税 会社関係制度の見直しに伴う措置①

改正のポイント

- 譲渡制限付株式を対価とする費用の特例等の対象となる株式の範囲が拡大されます。
- 法人の支給する自社株式及び自社新株予約権に上限を定めている場合の役員報酬の上限額が創設されます。
- 法人の支給する役員給与における業績連動給与の手続きに係る要件について、見直しが行われます。

解説

改正内容	【改正前】	【改正後】
税制措置の対象となる 特定譲渡制限付株式の要件	次の①～④の各要件を全て満たす。 ① 一定期間の譲渡制限が設けられている株式であること ② 法人により無償取得(没収)される事由として勤務条件又は業績条件が達成されないこと等が定められている株式であること ③ 役務提供の対価として役員等に生じる債権の給付と引換えに交付される株式であること ④ 役務提供を受ける法人又はその関係法人の株式であること	左記の株式の対象に、 株式と引換えにする払込み又は給付を要しない場合の株式が追加されます。
自社株式及び新株予約権に 上限を定めている場合の役員 報酬の上限額	規定なし	支給時等における価額×定款等に記載された 上限数 ※定款等により役員に対して支給することができるその法人の株式または新株予約権の 上限数を定めている場合に限る。

法人課税 会社関係制度の見直しに伴う措置②

解説

- 業績連動給与の手続要件のうち、親法人の業務執行者等の範囲が見直されます。

項目	詳細
改正対象手続	事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに、報酬委員会が決定していることその他これに準ずる適正な手続きとして一定の手続を経ていること。
報酬委員会の要件	① 業務執行役員が自己の業績連動給与の決定等に係る決議に参加していないこと。 ② 委員の過半数が <u>独立社外取締役(※1)</u> であること。 ③ 委員である全ての <u>独立社外取締役(※1)</u> が業績連動給与の決定に賛成していること。
<u>独立社外取締役の定義</u>	社外取締役のうち、次の者のいずれにも該当しないもの ① その内国法人の主要な取引先である者又はその者の業務執行者 ② その内国法人を主要な取引先とする者又はその者の業務執行者 ③ <u>親法人の業務執行者</u> 又は業務執行者以外の取締役 ④ その内国法人との間に支配関係がある法人の業務執行者

実務上の留意点

(※1)完全支配関係法人の場合はその完全支配関係法人の独立社外取締役をいう。

法人課税 「時価の算定に関する会計基準」の導入に伴う見直し①

改正のポイント

- 「時価の算定に関する会計基準」等が令和元年9月7日に公表されたことに伴い、売買目的有価証券や短期売買商品等の時価評価に関する規定の整備が行われます。

解説

(1) 売買目的有価証券の時価評価金額について、次の見直しを行う。

		【改正前】	【改正後】
①取引所売買有価証券等		<p>公表された事業年度終了の日の最終の売買の価格</p> <p>(当該価格がない場合には、その終了の日の最終の気配相場の価格とし、そのいづれもない場合は、その終了の日に最も近い日の最終の売買の価格又は気配相場の価格)</p>	<p>公表された事業年度終了の日の最終の売買の価格</p> <p>(当該価格がない場合には、直近公表最終価格に基づき合理的な方法により算出した価格)</p>
②上記以外の有価証券	償還期限及び償還金額の定めのあるもの	(償却原価法を適用した後の) 事業年度終了時の帳簿価額、その他その有価証券のその時における価額として合理的な方法により算出した金額	その有価証券に類似する銘柄の有価証券について公表された事業年度終了の日における最終の売買価格又は利率その他の指標に基づき合理的な方法により算出した価格
	上記以外のもの	事業年度終了時の帳簿価額	

法人課税 「時価の算定に関する会計基準」の導入に伴う見直し②

解説

(2)(1)に係る書類の保存

(1)の合理的な方法により算出した価格について、その方法を採用した理由その他その算定の基礎となる事項を記載した書類を保存しなければならないこととする。

(3)有価証券に係る評価損の計上事由について、価額の著しい低下を評価損の計上事由とする有価証券の範囲を上記(1)の有価証券とする等の見直しを行う。

(4)短期売買商品等（仮想通貨を除く）の時価評価金額について、上記(1)と同様の見直しを行う。

(5)デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入について、未決済デリバティブ取引に係るみなし決済損益額（市場デリバティブ取引等の最終市場価格による授受額を除く）の算定に用いた合理的な方法を採用した理由その他その算定の基礎となる事項を記載した書類を保存しなければならないこととする。

(6)貸倒引当金の対象となる金銭債権から債券を除外する（所得税についても同様とする）。

適用時期

令和2年4月1日以後終了する事業年度より適用となります。

なお、上記(1)(4)については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度につき、現行法の規定による評価額によることができる経過措置が講じられます。

改正のポイント

- 交際費等の損金不算入制度につき適用期限が2年延長されます。

解説

- 接待飲食費に係る損金算入の特定の対象法人から、その資本金の額等が100億円を超える法人が除外されます。
- 中小法人については、これまで通りの取り扱いが2年延長されます。

	【改正前】	【改正後】
大企業	接待飲食費の額の50%に相当する金額が損金に算入されます。	接待飲食費の額の50%に相当する金額が損金に算入されます。 ただし、資本金の額等が100億円を超える法人は上記の規定の適用から除外されます。
中小法人	損金算入額は、下記いずれかの金額となります。 ①交際費等の額うち、飲食その他これに類する行為のために要する費用の50%に相当する金額 ②交際費等の額のうち、800万円に該当事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額	改正前と同様の取り扱いが2年延長されます。

※大企業とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円超の法人その他一定の法人を指します。

法人課税 欠損金の繰戻還付制度の不適用措置の延長

改正のポイント

- 中小企業者以外の欠損金の繰戻還付制度は適用が停止されています。当該措置は2年延長されます。
- 認定事業再編事業者における設備廃棄等欠損金額は、これまで欠損金の繰戻還付制度の適用が認められていましたが改正後は、適用が認められなくなります。

解説

○ 欠損金の繰戻還付制度の概要

青色申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合において、その欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求できる制度。

【還付金額の算定式】

$$\text{前事業年度の法人税額} \times \frac{\text{当事業年度の欠損金額} \times}{\text{前事業年度の所得金額}}$$

※ 分母の額を限度



○ 改正内容の概要

	【改正前】	【改正後】
中小企業者等以外	令和2年3月31日までに終了する各事業年度において生じた欠損金額について適用停止	令和4年3月31日までに終了する各事業年度において生じた欠損金額について適用停止
中小企業者等 ※1	特例により適用可能	特例により適用可能 ただし 認定事業再編事業者※2における 設備廃棄等欠損金額は適用不可

※1 中小企業者等とは、次のものをいいます。

- ①普通法人のうちその事業年度終了の時の資本金の額等が1億円以下であるもの（資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社の100%子法人等は除かれます。）又は資本若しくは出資を有しないもの
- ②公益法人等又は協同組合等・法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる法人
- ③人格のない社団等

※2 認定事業再編事業者とは農業競争力強化支援法第19条第1項に規定する認定事業再編事業者を指します。

改正のポイント

- 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例の適用法人から、連結法人が除外されます。
- また、適用対象法人の要件のうち、常時使用する従業員の数が500人以下に引き下げられます。

解説

	【改正前】	【改正後】
特例の内容	取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件※のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。 ※事業年度あたり300万円が限度額になります。	改正前と同様の取り扱いが2年延長されます。
適用法人	適用対象法人の従業員要件： 常時使用する従業員の数が 1,000人以下の法人	適用対象法人の従業員要件： 常時使用する従業員の数が 500人以下の法人 連結法人を特例の適用対象から除外

※一定の要件：事業の用に供した事業年度において、少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき損金経理するとともに、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書(別表16(7))を添付して申告することが必要です。

改正のポイント

- 特定資産の買換え特例について、一定の見直しを行ったうえで、適用期限が3年延長されます。
(過疎地域に係る措置及び危険密集市街地に係る措置を除く)
- 過疎地域に係る措置及び危険密集市街地に係る措置については、一定の見直しを行ったうえで適用期限が1年延長されます。

解説

- ① 過疎地域に係る措置及び危険密集市街地に係る措置 → 適用期限が**1年延長**
- ② 上記以外の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 → 適用期限が**3年延長** (改正内容は以下の通りです)

	【改正内容】
既成市街地等の内から外への買換え	譲渡資産から「工場の立地が制限されていなかった区域内にある建物またはその敷地の用に供されている土地等」を除外
航空機騒音障害区域の内から外への買換え	譲渡資産が一定の区域にある場合、課税の繰延割合を80%から 70%に引き下げ
都市機能誘導区域の外から内への買換え	課税の特例の対象から除外
危険密集市街地内での土地等の買換え	譲渡資産の要件に「耐火建築物又は準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物」を加える。 対象となる危険密集市街地を、その区域の不燃領域率が40%未満の区域に限定
長期所有の土地等の買換え	長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、 買換え資産から鉄道事業用車両運搬具を除く
環境負荷低減に係る日本船舶への買換え	外航船舶及び内航船舶につき、買換え資産の船齢が法定耐用年数以下であることを要件に加える 港湾の作業船につき、譲渡資産の船齢要件を40年から35年未満に引き下げる

改正のポイント

- 紙巻たばこと葉巻たばこ間で大きな税負担差が生じるため、課税の公平性から葉巻たばこに係る課税が見直されます。

解説

- 軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満のものをいいます。）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とされます。

		【改正前】	【改正後】
紙巻たばこ		本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1g未満	重量比例課税	本数課税
	1g以上		重量比例課税

実務上の留意点

経過措置期間中（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）は「0.7g未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税されます。

適用時期

令和2年10月1日以後実施されます。ただし、上記のとおり一定の経過措置があります。

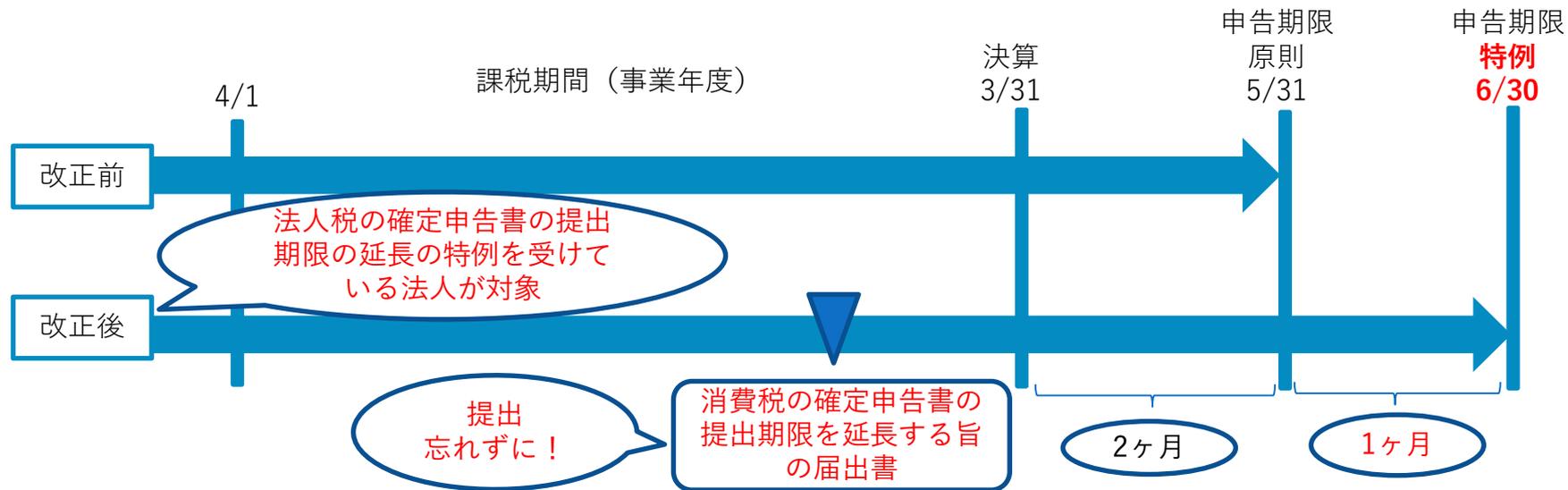
消費課税 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

改正のポイント

- 働き方改革や大企業などの経理負担緩和を背景に、消費税の確定申告書の提出期限が一ヶ月延長できるようになります。

解説

- 前提：事業年度及び課税期間が4月1日から3月31日
法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている法人



実務上の留意点

納付期限は延長されないため、延長された期間の消費税に対して利子税が発生します。法人税の確定申告の提出期限の延長の特例の適用を受けている必要があります。

適用時期

令和3年3月31日以後終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。

改正のポイント

- 居住用賃貸建物（賃貸住宅）の取得に係る仕入税額控除制度が見直され、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。

解説

- 居住用賃貸建物（賃貸住宅）の取得に係る仕入税額については、住宅家賃（非課税売上）に対応するため、本来仕入税額控除の対象となるべきものではないが、作為的な金の売買を継続して行う等の手法により、仕入税額控除を行う事例が散見されてきました。そこで、居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除の計算を適正化し、建物の用途の実態に応じて計算するよう見直されます。

【改正前】	【改正後】
居住用事業用にかかわらず建物に係る消費税全額が仕入税額控除の対象 →建物に係る消費税が課税売上割合に応じて還付可能	居住用賃貸建物の課税仕入れについては仕入税額控除の対象外 →建物に係る消費税の還付が受けられない

適用時期

令和2年10月1日以後に行う居住用賃貸建物の仕入れについて適用されます。

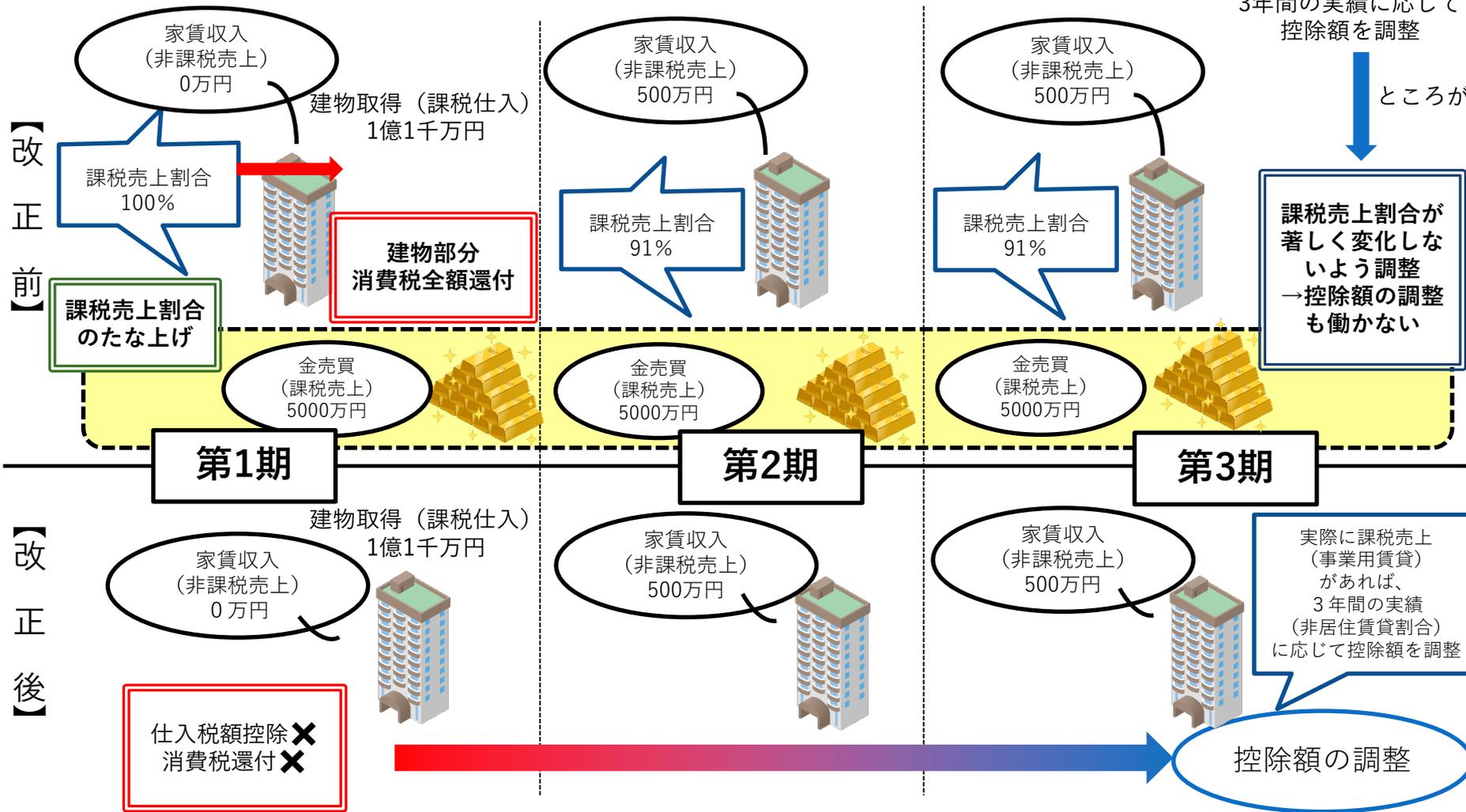
経過措置

ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には、従来通りの取扱いとなります。

消費課税 建物取得等に係る消費税の仕入れ税額控除制度の適正化②

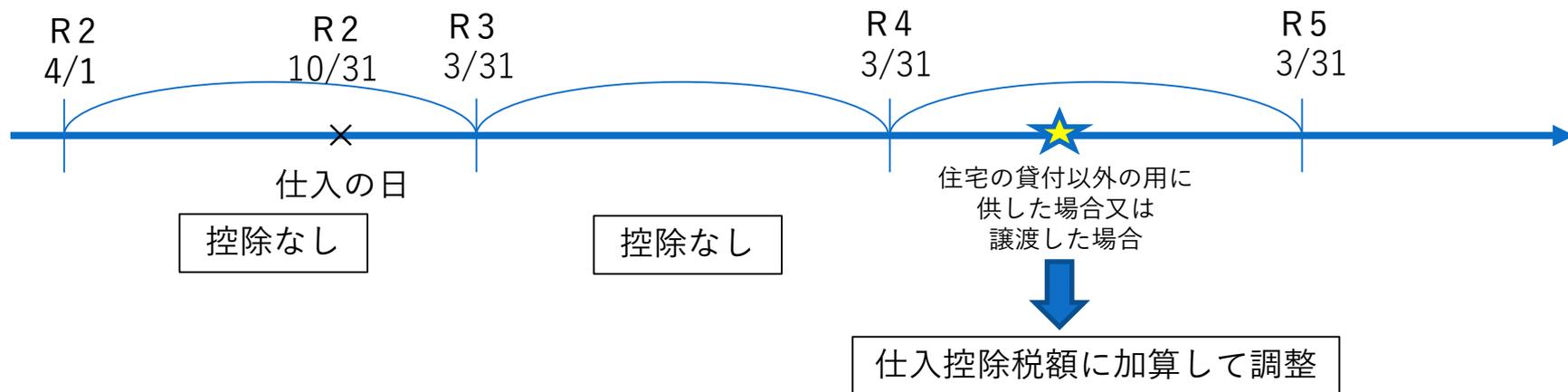
解説

【例】居住用賃貸建物1億円（税抜）購入



解説

○ 仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額を当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整します。



その他の改正点

- (1) 住宅について、その用途を限定せず貸付けた場合であっても、人の居住の用に供することが明らかなものについて非課税となります。
- (2) 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除等の特例の適用対象に、免税事業者から課税事業者になる際の棚卸資産に係る仕入税額控除の調整規定の適用を受けた場合を加えることとなります。

適用時期

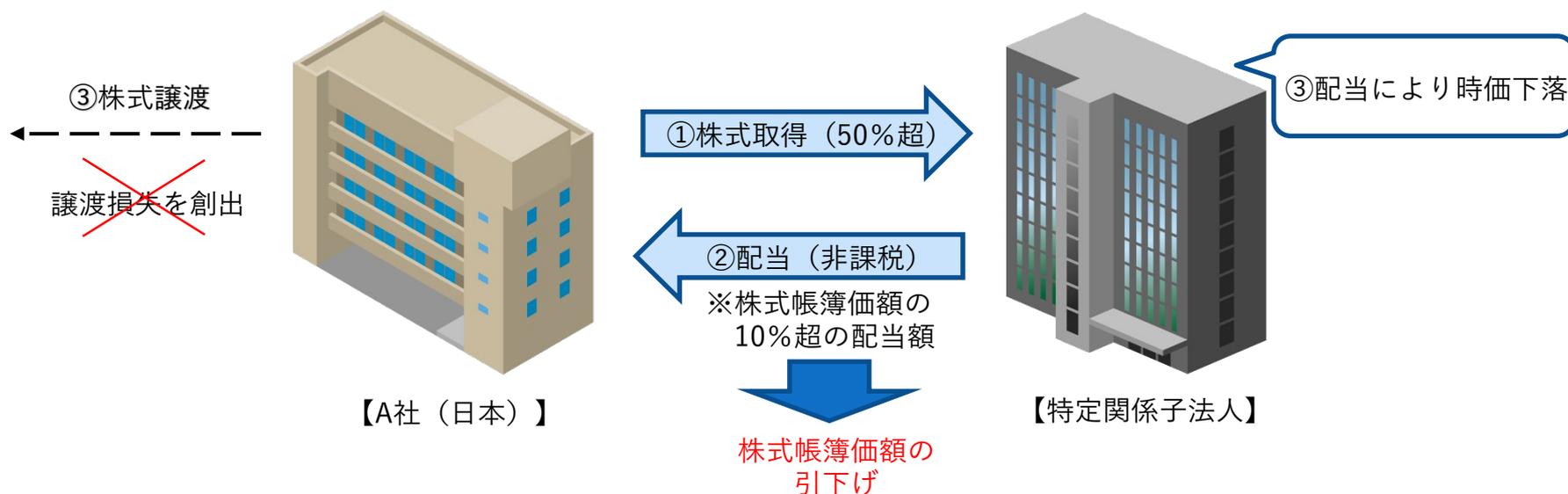
上記(1)(2)について、令和2年4月1日から適用となります。

改正のポイント

- 海外子会社の配当と株式譲渡を組み合わせた租税回避防止策として、法人が一定の支配関係にある子会社から、一定の配当額を受ける場合、株式の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額等を減額することとされます。

解説

- 改正前においては、法人が、①子会社株式を取得したあと、②子会社から配当を非課税（持株比率に応じ一定割合が益金不算入）で受け取るとともに、③配当により時価が下落した子会社株式を譲渡し、譲渡損失を創出することで租税回避が可能でした。改正後には、法人が、50%超の株式等を保有する子会社から、株式等の帳簿価額の10%相当額を超える配当を受けた場合は、その配当等の金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げられることになります。



解説

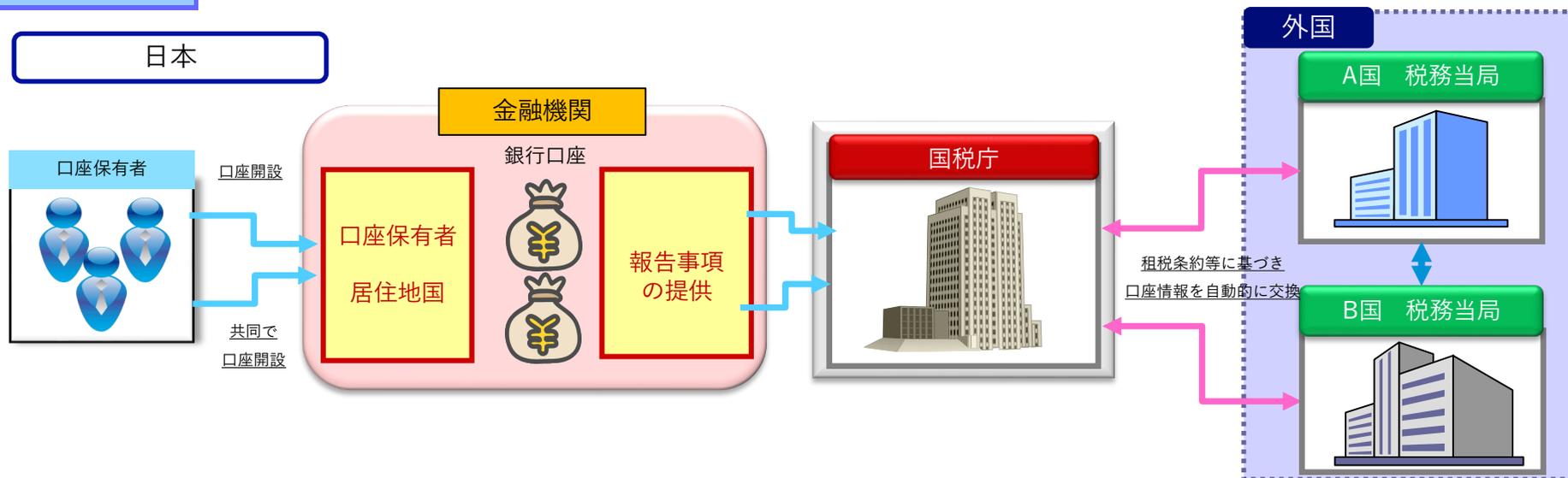
	内容
特定関係子法人	<p>配当等の決議の日において特定支配関係を有する他の法人をいいます。 ※特定支配関係・・・一の者（一の者と特殊の関係のある者を含む。）が他の法人の株式等又は一定の議決権の数等の50%超を直接又は間接に有する場合における当該一の者と他の法人との関係等をいいます。</p>
対象配当金額	<p>特定関係子法人から受ける配当等の額（その事業年度開始の日からその受ける直前までにその特定関係子法人から受ける配当等の額を含む。）をいいます。 ※次に掲げる配当等の額は、本措置の対象から除外します。</p> <p>① 内国普通法人である特定関係子法人設立の日から特定支配関係発生日（法人との間に特定支配関係を有することとなった日をいう。）までの間において、その発行済株式総数等の90%以上を内国普通法人もしくは協同組合等又は居住者が有する場合の対象配当金額</p> <p>② イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額がハに掲げる金額以上である場合における特定関係子法人から受ける対象配当金額</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 配当決議日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における当該特定関係子法人の利益剰余金の額</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 当該開始の日からその配当等を受ける日までの間に特定関係子法人の株主が受ける配当等の総額</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 特定支配関係発生日の属する特定関係子法人の事業年度開始の日における利益剰余金の額に一定の調整を加えた金額</p> <p>③ 特定支配関係発生日から10年を経過した日以後に受ける配当等の額</p> <p>④ 対象配当金額が2,000万円を超えない場合におけるその対象配当金額</p>
益金不算入相当額	<p>受取配当益金不算入制度等により益金不算入とされる金額に相当する金額をいいます。 ※対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額がある場合には、その部分の金額を超える金額を益金不算入相当額とすることができます。</p>

国際課税 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の見直し

改正のポイント

- 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の見直しが行われます。

解説



【居住地国の特定】

組合等が税務上の居住地を有しない場合には、実質的な管理の場所がある国・地域を居住地国とします。

【報告対象口座の範囲】

ストックオプション税制の口座を報告対象口座とします。

【その他】

一時的に口座の残高を減らすなどの報告を回避する行為を防止する規定を設けるほか、所要の措置を行います。

適用時期

上記の見直しは令和2年4月1日より適用となります。

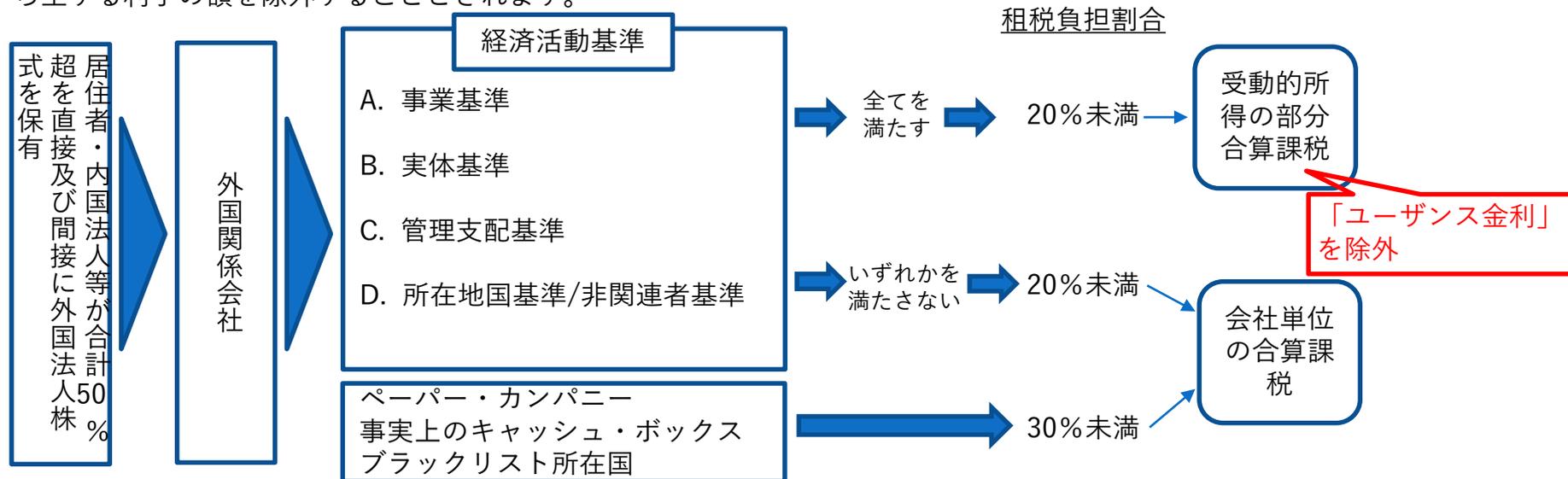
国際課税 外国子会社合算税制の見直し

改正のポイント

- 外国子会社合算税制（いわゆるタックスヘイブン対策税制）について、部分合算課税制度対象の受取利息等の額の範囲の見直しが行われ、棚卸資産の販売から生ずる利息の額（いわゆる「ユーザンス金利」）を除外することとされます。

解説

- 部分合算課税制度の対象となる受取利息等の額の範囲から、その本店所在地においてその役員又は使用人が棚卸資産の販売事業及びこれに付随する事業（棚卸資産の販売から生ずる利息（いわゆる「ユーザンス金利」）に係るものに限る。）を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している外国関係会社が、非関連者に対して行う棚卸資産の販売から生ずる利息の額を除外することとされます。



適用時期

外国関係会社の令和2年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。

国際課税 外国税額控除における控除対象外国税額の範囲の見直し

改正のポイント

- 外国税額控除における控除対象外国税額の範囲の見直しが行われます。

解説

【背景】

- 外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除するために、外国で納付した外国税額を、国外所得に対し日本で納付すべき法人税額の範囲内で、控除することを認めるものです。
- 日本で所得と認識されない金額に対して課されるものとして列挙された一定の外国法人税は、国際的二重課税の排除という制度趣旨に鑑みて、外国税額控除の対象から除外することとされています。
- 近年、日本で所得と認識されない金額に対して課されると認められる外国法人税が把握されており、見直しが必要となっていました。

【改正後】

- 次の外国法人税の額を、外国税額控除の対象から除外します。
 1. 外国法人等の所得について、これを内国法人の所得とみなして当該内国法人に対して課される外国法人税の額
 2. 内国法人の国外事業所得等において、当該国外事業所等から本店等又は他の者に対する支払金額等がないものとした場合に得られる所得につき課される外国法人税の額

実務上の留意点

居住者に係る外国税額控除制度についても同様とします。

適用時期

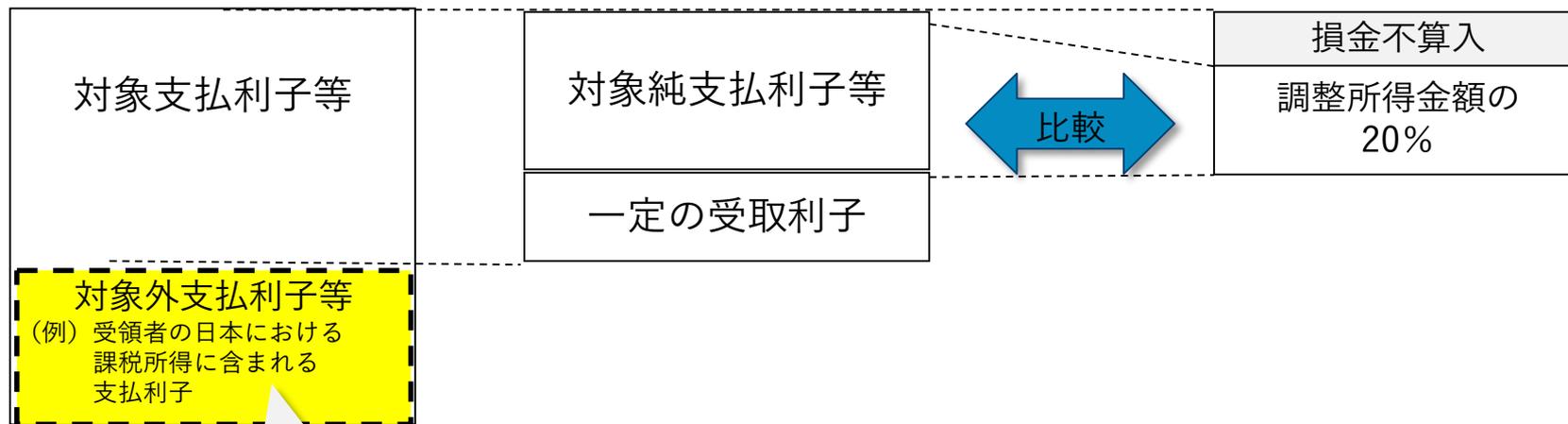
上記の見直しは令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び令和4年分以後の所得税について適用となります。

国際課税 過大支払利子税制における対象外支払利子等の額の範囲の見直し

改正のポイント

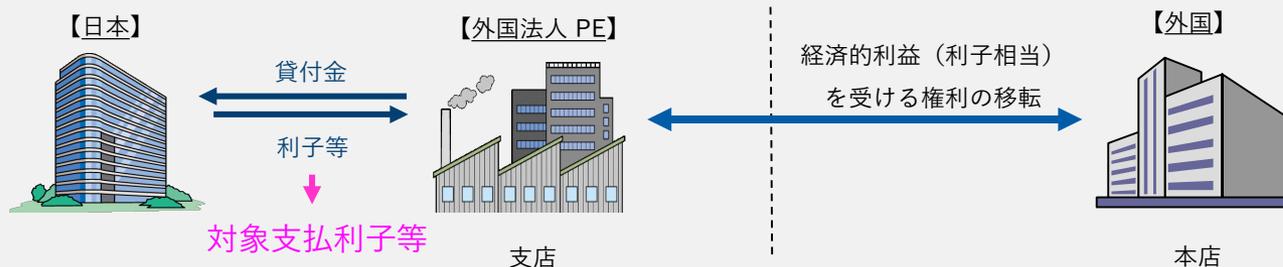
- 外国法人の恒久的施設が有する債権に係る経済的利益を受ける権利が、その本店等に移転されることがあらかじめ定まっている場合には、法人からその恒久的施設に支払われる利子等の額が対象外支払利子等の額から除かれます。

解説



改正後

外国法人の日本支店（PE）が有する債権（貸付金）に係る経済的利益（利子相当）を受ける権利が、その本店等に移転されることがあらかじめ定まっている場合、法人からそのPEに支払われる利子等の額が、対象外支払利子等ではなく対象支払利子等となります。



改正のポイント

- 店頭デリバティブ取引に係る証拠金利子の非課税制度の対象範囲の整備
- 法人番号等の確認制度に関する所要の整備

解説

◆店頭デリバティブ取引に係る証拠金利子の非課税制度の対象範囲が見直されます

- 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本制度の対象となる店頭デリバティブ取引の範囲から、暗号試算デリバティブ取引が除外されることとなります。

	【改正前】	【改正後】
店頭デリバティブ取引	暗号試算デリバティブ取引を含みます	暗号試算デリバティブ取引を含みません

◆法人番号等の確認制度に関する所要が見直されます

- 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の対象となる特定法人が届出書の提出をする場合において、その提出を受ける者が、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により公表されている当該特定法人の名称、本店等の所在地及び法人番号を確認したときは、当該特定法人については、提出の際に必要な本人確認書類の提示を要しないこととされます。
- 特定法人が届出書の提出をする場合において、その提出を受ける者が、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法により当該特定法人の名称及び本店などの所在地を確認したときは、当該特定法人については、提出の際に必要な登記事項証明書の提示を要しないこととされます。

実務上の留意点

外国法人が振替国際等の利子の非課税制度等の適用を受けるために非課税適用申告書等を提出する場合について、上記と同様の措置を講じます。

改正のポイント

- 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。

解説

- e-Taxで送信する際に申請等を行う者の電子署名や電子証明書の送信は不要です。

	【改正前】	【改正後】
届出方法	書面での提出に限定	e-Taxによる届出も可能

【改正後】



納税者



実務上の留意点

メッセージボックスに利用可能となった旨が格納されます。

適用時期

令和3年1月1日以後に行う申請等について適用されます。

納税環境整備 準確定申告の電子的手続きの簡素化

改正のポイント

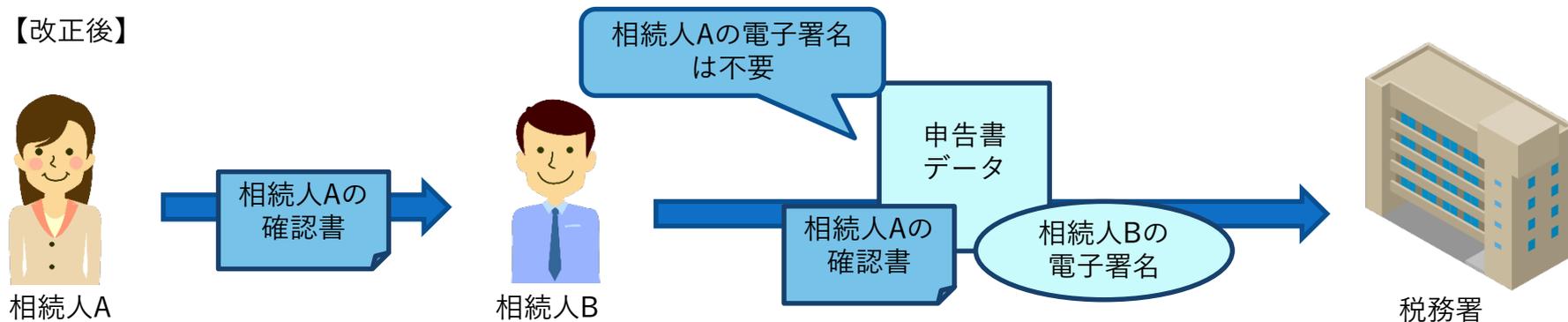
- 準確定申告をe-Taxで行う場合、一定の確認書を添付することで送信者以外の相続人の電子署名と電子証明書の送信が不要になります。

解説

- 申告データを送信する相続人以外の相続人が申告書の内容を確認したことを証する電磁的記録（以下、「確認書」という）を添付する場合には、送信する相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信は不要となります。

	【改正前】	【改正後】
準確定申告をe-Taxで行う場合の電子署名等	相続人全員の電子署名等が必要	確認書を添付した場合、送信者以外の相続人の電子署名等は不要

【改正後】



実務上の留意点

送信する相続人の電子署名は変わらず必要となります。

適用時期

令和2年分以後の所得税の準確定申告書を令和2年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

納税環境整備 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

改正のポイント

- 転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合の振替納税手続（振替納税の変更申込み）が簡素化されます。

解説

- 振替納税を行っている個人が他の税務署管内へ納税地を異動した場合において、その個人が提出する納税地の異動届出書等に、その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後の所轄税務署長に対してする申告等について振替納税を引き続き行うことができますようになります。

提出書類	提出先	【改正前】	【改正後】
所得税（消費税）の納税地の異動に関する届出書	異動前の税務署	必要	必要
預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書	異動後の税務署	必要	不要

実務上の留意点

異動届出書等に、その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨の記載が必要になります。

適用時期

令和3年1月1日以後に提出する納税地の異動届出書等について実施されます。

納税環境整備 電子帳簿等保存制度の見直し

改正のポイント

- 電子帳簿等保存制度が緩和され、電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法が追加になります。
- 電子マネーやクレジットカード決済の利用履歴は紙での保存が原則でしたがデータの変更ができない仕様のクラウドサービス等で保存すれば電子データのみでの保存が認められることとなります。

解説

- 国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引（取引情報の授受を電磁的方法により行う取引をいう。）を行った場合の電磁的記録の保存方法の範囲に、以下の方法が追加されます。

		【国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引を行った場合】
電磁的記録の 保存方法	追加	発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法
		電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。）において、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法

実務上の効果

電子取引のデータが適正に保存されていれば、請求書や領収書等の受領やスキャン作業が不要となりますので、大量の紙を保管するスペースや経理の事務作業を減らすことが期待されます。

適用時期

令和2年10月1日から施行されます。

納税環境整備 国外取引等の課税に係る更正決定等の期限制限の見直し

改正のポイント

- 国外取引等に関して、納税者が指定された期限までに必要な資料を提示又は提出せず、外国税務当局に対して情報提供要請が行われた場合、現行の期間制限にかかわらず、情報提供要請から3年間は更正決定が可能となります。

解説

- 国外取引等の課税について、更正決定等の期限制限が見直されます。

【改正前】	【改正後】
一般的な場合：5年 偽りその他不正の場合：7年	左記のほか、下記①②の事由に基づいて行われる更正決定等については、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間
	①国税庁等の職員が指定する日までに、納税者が国外取引又は国外財産に関する書類を提示又は提出しなかったこと
	②国税庁長官等が租税条約等の規定に基づき、租税条約等の相手国等に上記①の国外取引または国外財産に関する情報提供要請をした場合において、課税標準等又は税額等に関し、その提供された情報に照らし非違があると認められること

適用時期

令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用となります。

納税環境整備 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

改正のポイント

- 利子税について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げが行われます。同様に、還付加算金の割合についても引下げが行われます。

解説

- 利子税・還付加算金の割合

	内容	本則	【改正前】	【改正後】	(参考) 貸出約定平均金利が 0.6%の場合
利子税	法人における申告期限の延長に係る納付、相続税の延納等の場合に約定利息として課税	7.3%	貸出約定平均金利 + 1%	貸出約定平均金利 + 0.5%	1.1%
還付加算金	国から納税者への還付金に付される利息	7.3%	貸出約定平均金利 + 1%	貸出約定平均金利 + 0.5%	1.1%
延滞税	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課税	14.6%	貸出約定平均金利 + 1% + 7.3%	貸出約定平均金利 + 1% + 7.3%	8.9%
2ヶ月以内等	早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	貸出約定平均金利 + 1% + 1%	貸出約定平均金利 + 1% + 1%	2.6%
納税の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	7.3%	貸出約定平均金利 + 1%	貸出約定平均金利 + 0.5%	1.1%

適用時期

令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用となります。

納税環境整備 期限到来間際にされた申告に係る加算税の賦課決定期限の整備

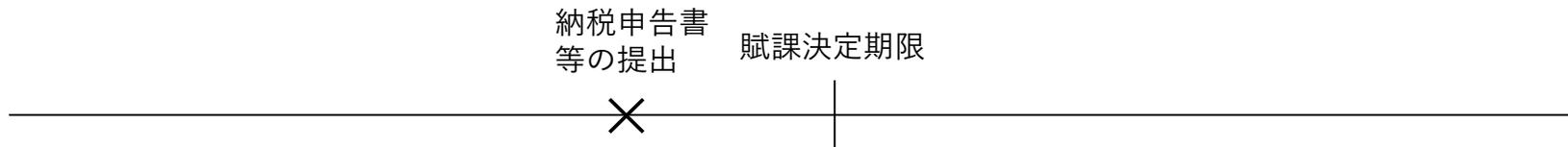
改正のポイント

- 賦課決定の期限到来間際に納税申告書等の提出がされた場合には、加算税の賦課決定及び加算金の決定について、その提出の日から3月を経過する日まで行うことができることとされます。

解説

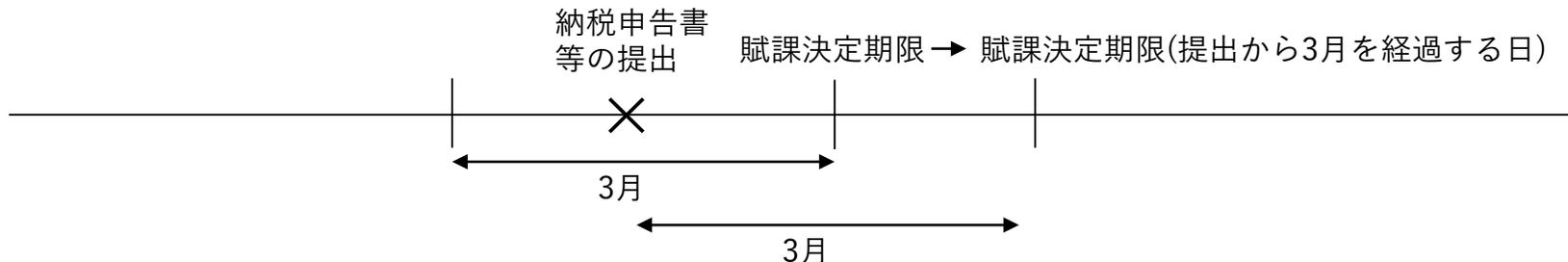
【改正前】

納税申告書等の提出時期にかかわらず賦課決定期限が定められています。



【改正後】

賦課決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた納税申告書の提出又は納税の告知を受けることなくされた源泉所得税等の納付に係る無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定について、その提出又は納付がされた日から3月を経過する日まで行うことができることとされます。



適用時期

令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税加算税及び地方税加算金について適用となります。

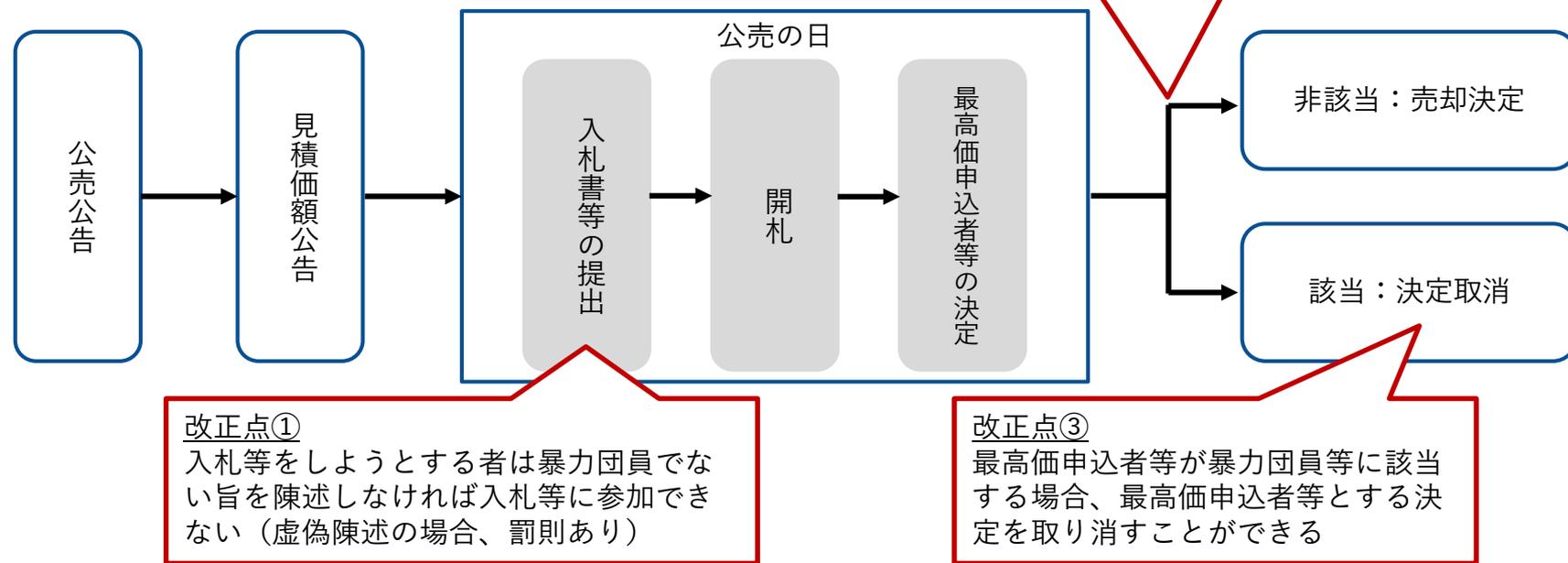
納税環境整備 不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置の創設

改正のポイント

- 国税及び地方税の不動産の公売等について、暴力団員等による買受けの防止措置が創設されます。

解説

- 不動産公売等の流れ（イメージ）



適用時期

令和3年1月1日以後に行う公告に係る公売等について適用となります。

本資料は、自由民主党・公明党「令和2年度税制改正大綱（令和元年12月12日）」及び税制調査会の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

(この資料に関するお問い合わせ先)

辻・本郷 税理士法人

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

JR新宿ミライナタワー28階

TEL：03-5323-3301

FAX：03-5323-3302

URL：<https://www.ht-tax.or.jp>